
Ⅱ 労働力需給の展望と均衡回復への課題

5 勤労者の生活問題および意識構造

〔6101〕昭和52年から53年にかけて円高が急速に進んだこともあって、わが国の名目賃金はアメリカ、西ドイツの水準に接近した。しかし、わが国の小売物価水準が両国に比較して割高であることから、消費購買力でみた賃金水準はなお両国との間で格差が小さくない。

雇用失業情勢の改善の遅れは、とくに男子中高年層にしわ寄せされている。企業の定年年齢がなお低く設定されていることや雇用調整が中高年層に片寄るからである。定年延長などを進めることによって、中高年齢労働者の雇用の安定を図るためには、企業の人件費負担との関連で年齢間の賃金格差の縮小が避けられない。しかし、こうした手段は、中高年齢労働者の生活の安定を損わないであろうか。高齢化社会への移行に対応して、中高年齢労働者の雇用の確保と生活の安定を図るための方策が総合的に検討されなければならない。

また、勤労者生活の安定を図るためには、労働者の職業生活についての満足度を高めることも重要である。経済が高度成長から安定成長へと移行する過程で高年齢労働者、高学歴労働者、女子労働者が増加しているが、こうした労働者の職業意識にも変化がみられる。

本章では、以上のような勤労者の生活をめぐるさまざまな問題を明らかにし、今後勤労者生活の改善を図っていくための条件について検討しよう。

Ⅱ 労働力需給の展望と均衡回復への課題

5 勤労者の生活問題および意識構造

(1) 小売物価水準の国際比較と勤労者生活の改善

〔6102〕昭和30年代以降の高度成長の過程で勤労者の所得水準は大きく上昇した。53年の賃金水準は、35年の9.6倍、45年の3.1倍となっている。消費者物価の上昇を考慮に入れた実質賃金でみると、それぞれ2.6倍、1.5倍である。欧米先進諸国との間で為替レートで換算した名目賃金水準を比較してみると、45年にはアメリカの24%、西ドイツの48%、イギリスの63%にすぎず、大きな格差がみられた。しかし53年にはアメリカ、西ドイツの70%程度の水準にまで迫り、イギリスの水準を35%程度上回るようになっている。

このようにわが国の賃金水準が欧米先進諸国とほぼ肩をならべるようになったのは、高度経済成長の結果として賃金上昇率が相対的に大きかったこと、為替レートが各国通貨と比べて円高になったことによる。

〔6103〕わが国の賃金水準は国際的にみて上昇したが、他方、生活実感としては必ずしもそのように感じないという見方がある。このような生活実感はどうしてでてくるのであろうか。それは、わが国における消費財の価格水準が諸外国に比較して割高であり、賃金の実質購買力が小さいこと、住生活を含めた生活環境、労働時間、週休2日制の普及、有給休暇の取得の面で立ち遅れていることなどによるとと思われる。

II 労働力需給の展望と均衡回復への課題

5 勤労者の生活問題および意識構造

(1) 小売物価水準の国際比較と勤労者生活の改善

1) わが国の小売物価水準

〔6104〕小売価格の国際間比較については、比較する商品の品質や規格等の対応が難しいといった制約がある。ILO統計、日本貿易振興会統計などによって世界主要都市間の価格を比較すると、食料品価格については、わが国の水準はアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランスの水準をかなり上回っている(付属統計表第121表)。とくに、食生活の違いもあって、わが国で相対的に消費量の少ない畜産品の価格差が大きい、そのなかで鶏卵の価格は各国との差があまりみられない。

また、食料品以外の消費財やサービスの価格を比較すると、食料品の場合とは異なって、わが国の方が必ずしも全面的に高いということではなく、商品によっては低いものがある(付属統計表第122表)。

〔6105〕個別品目の小売価格の国際的にみた水準は、品目によってまちまちであり、個々の品目の小売価格の比較で、小売物価水準を判断することはできない。そこで個別品目の小売価格を総合してみる必要があるが、国によって生活様式、習慣が異なることから品目ごとに消費量の違いがあり、たとある品目の値段が高くてもその消費量が少なければ生活費に与える影響は小さい。したがって小売物価水準を厳密に比較することは困難であり、個別品目の比較でも前に述べたような限界がある。ここでは1つの試みとして、比較可能な品目(日本の消費者物価に占める割合は約50%)の価格水準を合成した小売物価水準をかりに算出してみれば第7表のとおりである。

第7表 ドル、マルクの購買力平価と日本の小売物価水準

第7表 ドル、マルクの購買力平価と日本の小売物価水準

区 分		ア メ リ カ			西 ド イ ツ		
		購買力 平 価 (円/ ドル) A	為 替 レ ー ト (円/ ドル) B	小売物価 水準 (日本= 100) B/A	購 買 力 平 価 (円/ マルク) A	為 替 レ ー ト (円/ マルク) B	小売物価 水準 (日本= 100) B/A
労働省統計情報部 試算 (参考) 日本ウェイト 各国ウェイト	1977年	308.8	268.51	87.0	113.8	115.65	101.6
	1978年	298.3	210.47	70.6	114.7	104.78	91.4
	1978年	259.9	210.47	81.0	101.2	104.78	103.5
	1978年	342.3	210.47	61.5	129.9	104.78	80.7
国際連合 統計局	1978年 6 月	364.7	225	61.7	125.1	106.6	85.2
アメリカ 労働統計 局	1977年	311	267.8	86.1			
	1978年 2 月	301	199.6	66.3			
西ドイツ 連邦統計 局	1977年				208.3	115.3	55
	1978年 2 月				208.3	115.6	55

資料出所 日本 労働省統計情報部推計

国連 “Monthly Bulletin of Statistics”, アメリカ 労働省労働統計局
資料, 西ドイツ 連邦統計局 “Internationaler Vergleich der Preise für
die Lebenshaltung”

(注) 1) 労働省統計情報部およびアメリカ労働統計局の推計は、日本と比較国の
消費パターンについてそれぞれ算出した結果の幾何平均値である。参考は
日本または各国の消費パターンによるものである。

2) 国連推計値は、国連職員の消費パターンにより算定したものである。

- 3) アメリカ労働統計局推計値は、国連の国際比較プロジェクトで算定された結果を延長推計したものである。
- 4) 西ドイツ推計値は、西ドイツの消費パターンにより算定したものである。
- 5) 為替レートは統計情報部試算については、IMF “International Financial Statistics” による。それ以外については、それぞれの資料による。
- 6) 購買力平価（労働省統計情報部試算）の推計方法
品目ごとの対応、価格、ウェイトの調整は下記のとおり、また、推計に用いた資料、算式については、参考資料22、「消費者物価水準の国際比較」を参照。
 - (1) 品目ごとの比較にはこれまでになされた下記推計を基礎として行った。
永山貞則、稲橋一正（「日米の消費者物価比較」総理府統計局研究彙報第18号）
野田 孜（「日米間物価の比較分析」）
孫田良平（「実質賃金の国際比較」労働法学出版）
 - (2) 比較に用いた品目数は日米比較では約150品目（消費者物価指数に占める割合は日本で約49%、アメリカで約40%）、日独比較では約200品目（消費者物価指数に占める割合は日本で約53%、西ドイツで約51%）である。
 - (3) 名称が同一で、品質がほぼ等しいと考えられる品目はそのまま対応させた。
 - (4) 品質が異なると思われる品目については、日米比較の場合はシアーズ社の通信販売カタログ等を参考とし、日独比較の場合は、都内百貨店で両国の品質に対応すると思われる商品の価格比を調べて調整した。
 - (5) わが国の一つの品目と比較国の数種の品目が対応する場合には、最もウェイトの大きい品目の価格で代表させるか、または数種の品目のウェイトで加重平均した価格を用いた。
 - (6) 日米比較にあたっては、アメリカから住宅購入費等（総合の21.3%）を除外し、日独比較にあたっては、日本から教育費（総合の2.6%）、ドイツから帰属家賃相当分（総合の4.5%）を除外した。

〔6106〕試算によれば、53年現在におけるドルの消費購買力平価（アメリカ国内で1ドルで購入しうる消費財を日本国内で買い求めた場合の金額）は298円となる。53年における為替レートは1ドル=210.47円であったから、対ドル為替レートは消費購買力平価に比べて約70%の水準となり、両者の間にはかなりの開きが見られた。このことは、日米両国の小売物価を53年の為替レートで換算して比較すると、平均してアメリカの小売物価水準は日本の約70%の水準であったことを意味している。

〔6107〕以上のようにドルの消費購買力平価は為替レートを大きく上回っており、単純に物価を為替レートで換算して比較した場合、それだけアメリカ国内の小売物価水準が割安であること、いしかえればわが国の小売物価水準がかなり割高であることを示している。

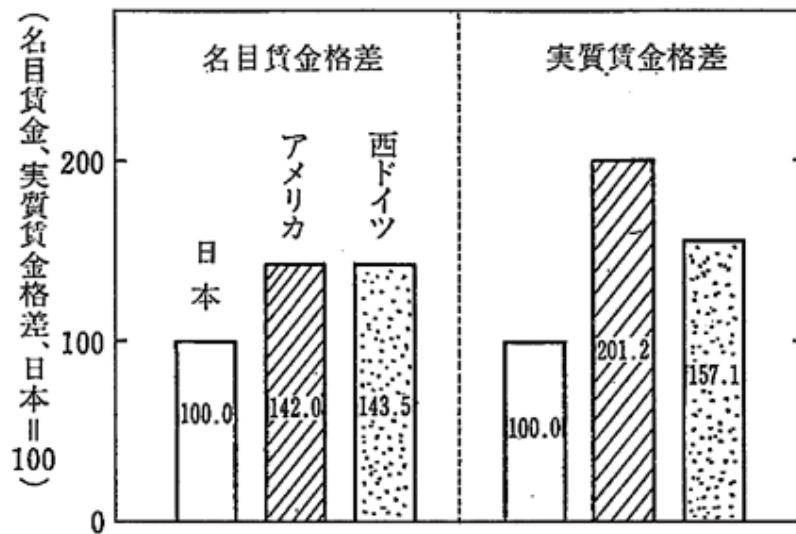
〔6108〕次にドルの消費購買力平価を費目別にみると、食料が385円と最も高く、次いで住居が348円と高い。他方光熱と被服がそれぞれ256円、257円となっているほか、雑費は235円と相対的に低い。いずれの費目とも為替レートを上回っており、わが国の小売物価水準が割高であることを示している。

〔6109〕ドイツマルクとの間では、53年におけるドイツマルクの消費購買力平価（西ドイツ国内で1マルクで購入しうる消費財を日本国内で買い求めた場合の金額）は115円と試算され、53年における為替レート、1ドイツマルク=104.78円をやや上回っており、西ドイツの小売物価水準は総合して日本の90%程度とみられる。日本の小売物価水準は、西ドイツに比べても割高であることを意味している。

またアメリカ労働統計局や西ドイツ連邦統計局の試算においても、消費購買力平価は為替レートを上回っているとみられる。

〔6110〕以上の試算結果から得られる小売物価水準によって、日本、アメリカ、西ドイツの名目賃金を除して実質賃金を求めると、わが国の実質賃金は相対的に低く評価され、アメリカ、西ドイツとの間の格差は拡大する（第62図）。

第62図 名目賃金および実質賃金の国際比較 (1978年)



資料出所 日本 労働省「毎月勤労統計」、アメリカ 労働省 “Employment and Earnings”, 西ドイツ 労働社会省 “Arbeits-und Sozialstatistik”

- (注) 1) 日本は常用労働者規模5人以上事業所に関するもの(推計値)である。アメリカ、西ドイツはそれぞれ全規模、10人以上規模の事業所が対象である。
- 2) 比較可能になるように、支払時間当たり賃金で発表されているものは実労働時間当たりに、ボーナス等が含まれていないものは含むものに、年平均値が発表されていないものは年平均値にそれぞれ推計改算した。
- 3) 円換算の為替レートは1978年平均レート (IMF 「International Financial Statistics」)
- 4) 実質賃金への換算には第7表の小売物価水準を用いた。

〔6111〕このようにわが国の小売物価水準は、53年の為替レートで換算すると、欧米先進諸国の水準と比較して相対的に高い。とくにわが国の食料品価格が相対的に割高である背景には多くの要因があるが、基本的には農産物価格の水準が国際的にみて高いという事情がある。もとより農産物価格は、品質、規格の差や各国の農業政策の違いもあって比較困難な面が少なくないが、かりに主要農産物の生産者価格についてわが国と欧米先進諸国との間で比較すると、一部品目を除けばわが国の方がおおむね割高である(第8表)。また、わが国の国内価格と輸入価格を比較してみても、一部品目を除いて国内価格が割高である。

第8表 主要国における農産物の生産者価格比較

第8表 主要国における農産物の生産者価格比較 (1976年)

品 目	日 本	アメリカ	西ドイツ	イギリス	フランス	イタリア
大 麦	100	29	58	39	40	41
小 麦	100	25	53	35	36	43
大 豆	100	30	—	—	—	—
鶏 卵	100	86	142	88	114	103
肉 牛	100	27	54	35	43	49
肉 豚	100	62	86	56	87	77
肉 鶏	100	52	81	49	79	85
生 乳	100	62	73	46	52	61

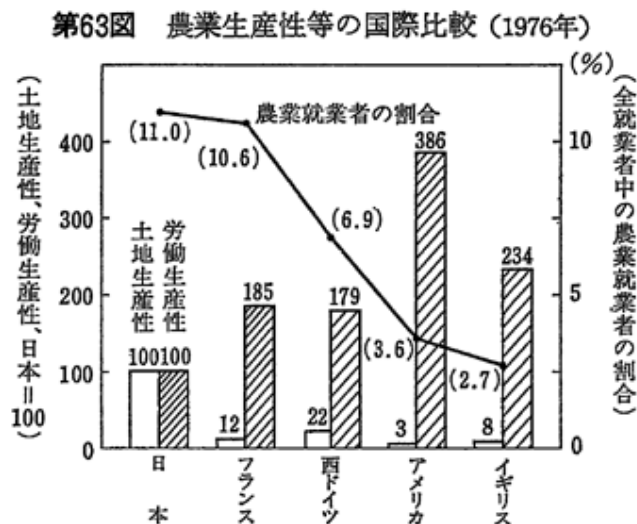
資料出所 日本 農林水産省「農村物価賃金統計」, ECE, FAO “Prices of Agricultural Products and Selected Inputs in Europe and North America 1976/77”, FAO “Monthly Bulletin of Statistics”

(注) 1) 日本は51年度, イタリアは1976年, その他の各国は76/77 穀物年度 (76年央~77年央)

2) 為替レートは1976年平均

〔6112〕 このように, わが国の農産物価格が国際的にみて割高であるのは, 農業の労働生産性が低いことが基本的な原因である(第63図)。これはもともと国土が狭いうえに農業に適する平地部が少なく, 小規模経営が続けられてきたことによる。わが国農業の土地生産性は欧米先進諸国を大幅に上回っているものの, 労働生産性は2分の1から4分の1にとどまっている。

第63図 農業生産性等の国際比較



資料出所 日本 総理府統計局「労働力調査」, 通商産業省「産業連関表(延長表)」, 経済企画庁「国民経済計算年報」

FAO “Production Yearbook”, OECD “National Accounts of OECD Countries”, 同 “Labor Force Statistics”, アメリカ労働省 “Employment and Earnings”, INSEE “Population Active”, 西ドイツ 連邦統計局 “Volkzählung vom 27. Mai 1970”, IMF “International Financial Statistics”

(注) 1) イギリスの農業には林業, 漁業を含む。

2) 生産性とは農用地1haあたりまたは1人あたり生産額である。農用地には採草, 放牧地を含む。

〔6113〕このような状況の下で、わが国の農産物輸入は45年以降年率22.0%の増加を示し、51年にはその額も76億ドルとわが国総輸入額の11.8%に及び、世界の農産物貿易市場に占める割合も高くなっている。しかし、単価の低い飼料穀物の輸入が多いこともあって、国民1人当たりの農産物輸入額は、51年で67ドルとイギリス、西ドイツの2分の1から3分の1となっている(付属統計表第123表)。

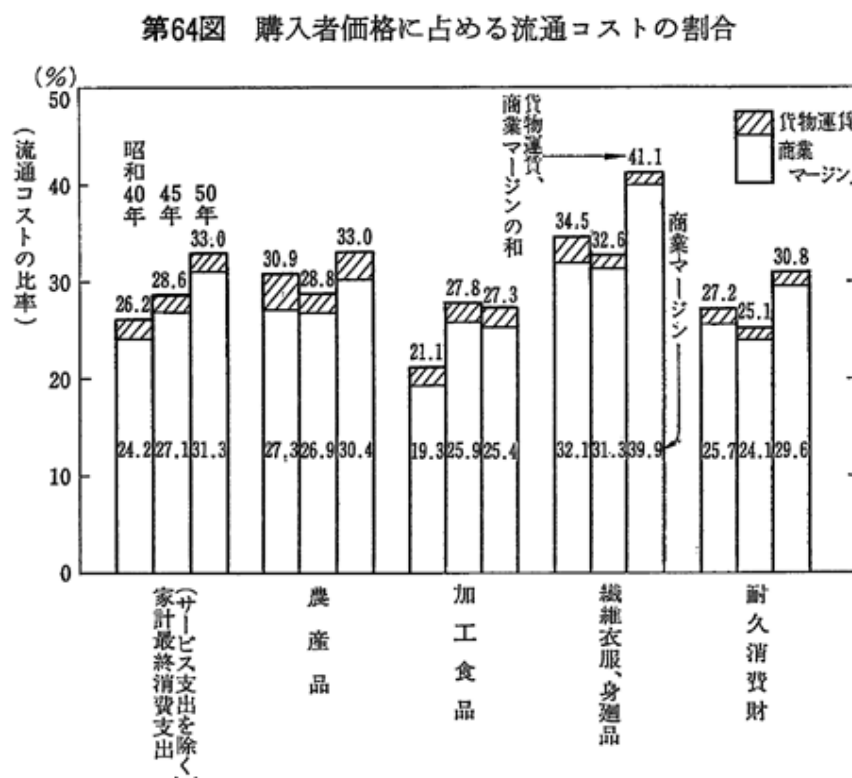
〔6114〕国民総生産額に占める農業生産額の割合は、長期的にみて低下する傾向にあり、50年産業連関表によれば、50年には3.9%を占めるにすぎない。しかし農業は食品加工業、食料品流通部門等多くの産業と密接な関係をもっているほか、農業就業人口も53年には569万人と総就業人口の10.5%を占めていて、国民に重要な就業の場を提供している。また食料品の安定的供給を通じて国民生活の安定にも重要な役割を果たしている。

〔6115〕他方、勤労者生活の改善を図るためには、生活必需品的色彩の濃い食料品価格の低位安定が求められている。農業のわが国経済における地位、役割を考え座から、長期的な視点から農業の生産性を一層向上させるとともに、食料品の流通、加工部門の合理化、近代化を進めることが必要である。

〔6116〕また、わが国の消費財価格を低位安定に推移させるためには、消費財価格形成に大きな比重を占める流通機構の改善も必要である。

もともと流通コストのなかにはさまざまなサービスの提供対価も含まれているが、消費財の価格形成に占める流通コストをみると、50年には消費財価格を100として生産者価格が67.0%、流通コストが33.0%であった。消費者が支払う価格の3分の1は流通コストであるといえる(第64図)。流通コストのなかでは貨物運賃の割合は小さく、そのほとんどが商業マージンである。しかも流通コストは長期的に高まる傾向にある。流通コストが高いのは繊維、衣服、身廻品で、これらの商品では小売価格の40%強が流通コストで占められる。

第64図 購入者価格に占める流通コストの割合



資料出所 行政管理庁他「産業連関表」(40年, 45年, 50年)

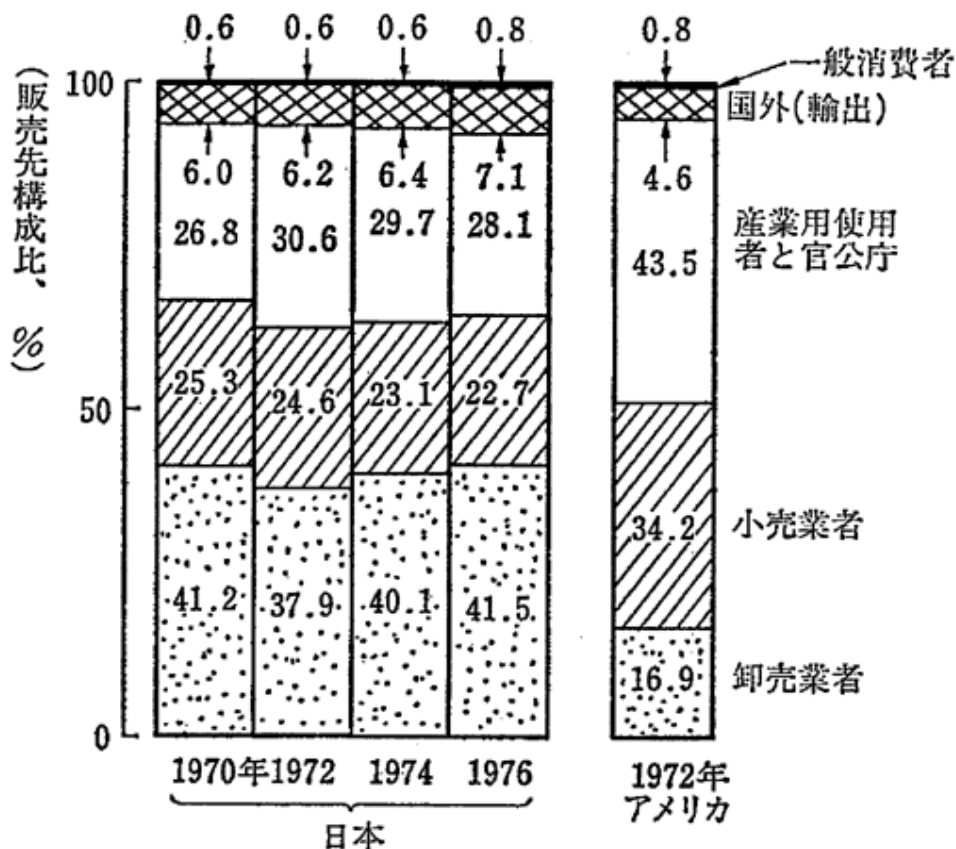
〔6117〕小売業は、今後一層近代化の望まれる分野である。小売業の規模別構成を欧米諸国との間で比較すると、全商店に占める従業員10人未満の店の割合は、アメリカ、イギリスがそれぞれ79%、91%であるのに対し、わが国では96%と高い。また1店舗当たりの従業者数をみると、アメリカの5.9人、イギリス、西ドイツの5.4人に比べわが国は3.5人と少ない。商店規模による労働生産性の格差を従業員1人当たり販売額によってみると、

アメリカ、イギリスでは規模別にあまり差がないのに対し、わが国では100人以上規模に対して10人未満規模では2分の1以下で、規模間に大きな格差がみられる(付属統計表第124表)。

〔6118〕 他方、わが国の卸売業については、中間取引の比重が大きいことがあげられる。卸売業者の販売先をみると、アメリカでは卸売業者へ17%、小売業者へ34%、一般産業需要者へ4%となっている。これに対し、わが国では卸売業者へ42%、小売業者へ23%、一般産業需要者へ28%となっていて、卸売業者が他の卸売業者へ販売する比率が高い。卸売業と小売業との間に多層の流通段階が存在している(第65図)。

第65図 卸売業者の販売先(構成比)の日米比較

第65図 卸売業者の販売先(構成比)の日米比較



資料出所 日本 通商産業省「商業統計表」

アメリカ 商務省 “1972 Census of Wholesale Trade”

(注) 日本については販売先のうち、本支店間移動を除いた。

〔6119〕 商業の資本ストック、とくに小売業の資本ストックは、近年急速に増加している。卸売・小売業の資本ストックの実質増加率(年率)をみると、30年代には2.3%であったが、40年代に入って10.6%と高まった。とくに小売業についてみるとそれぞれ3.4%、13.9%と高い増加率を示しており、40年代には製造業の伸び12.3%を上回っている。スーパーマーケットを中心とする大型小売店舗が全国各地に急速に進出し、小売業の生産性は大きく向上したとみられる(付属統計表第125表)。

〔6120〕 やや長期的にわが国の小売業の規模別構成の変化をみると、大規模店の増加率が高く、小規模店は低い伸びにとどまっていた、次第に大規模化している(付属統計表第124表)。また、商業就業者に占める雇用者の割合は次第に高まる傾向にあり、商業部門の就業構造の近代化も進んでいる。

資本ストックの急速な増加とともに小売業の近代化が進んだが、従業員1人当たりの資本ストック(資本装備率)は、50年現在でアメリカの4分の1程度で、なおかなりの差がみられる(付属統計表第125表)。

〔6121〕 商業部門の就業者は53年に1,210万人で全就業者の22.4%を占めており、商業は国民の就業の場として

重要な役割を演じている。消費財価格の低位安定を図るためには、生産者段階での価格をできる限り低くすることとならんで、流通段階の簡素化、合理化をはかる努力が重要である。商業部門における就業者の吸収と物価問題から迫られる商業部門の生産性向上には矛盾する面があるが、農業についてみたと同じように、長期的には生産性の向上、近代化を図る必要がある。

II 労働力需給の展望と均衡回復への課題

5 勤労者の生活問題および意識構造

(1) 小売物価水準の国際比較と勤労者生活の改善

2) 住生活の立ち遅れ

〔6122〕名目賃金が欧米先進諸国なみになったにもかかわらず,わが国の勤労者に生活の充実感が伴わない第2の理由としては,住生活がなお立ち遅れていることがあげられる。

総理府広報室「国民生活に関する世論調査」によれば,今後生活の上でとくに力を入れたい面として住生活をあげる者が最も多い。また労働省「勤労者の職業生活に関する意識調査」(52年7月)をみても,食生活,衣生活については満足とする者の割合が不満とする者の割合を大きく上回っているが,住生活については満足とする者の割合51%に対し,不満とする者42%とあまり差がない。

〔6123〕全国の住宅数は,53年現在約3,570万戸で全都道府県で世帯数を上回っている。また,質的にも次第に改善されつつあるが,いまなお住宅の広さや住宅設備の面では欧米先進諸国に比べると立ち遅れている。

住宅の広さを1戸当たり室数でみると,わが国では4.2室(1973年現在),アメリカ5.1室(75年),イギリス4.9室(71年),西ドイツ4.2室(76年)であるが,1室住宅の全住宅に占める割合をみると,これらの国がいずれも1~2%であるのに対して,わが国では6%と大きく,わが国では小さい住宅の多いことがうかがわれる。また,居住密度を1室あたりの人員でみると,わが国では0.9人とこれらの国の0.6人と比べて多いほか,1室あたり2人以上の住宅の全住宅に占める割合は,わが国では5.5%で各国の1~2%に比べてかなりの差がみられる(第9表)。

第9表 住宅,生活環境施設の国際比較

第9表 住宅、生活環境施設の国際比較

国	生活環境施設			住 宅				
	下水道普及率	1人当たり公園面積	道路舗装率	1戸当たり室数	1室当たり人数	1室当たり2人以上の住宅の割合	水洗化率	新設住宅1戸当たり面積
	(排水人口/総人口)	(公園面積/都市人口)	(舗装道路延長/総延長)					
日本	(75) 23%	(76) 1.4㎡ 東京23区	(75) 28.7%	(73) 4.2室	(73) 0.9人	(75) 5.5%	(76) 34.6%	(78) 87.9㎡
アメリカ	(68) 71%	(73) 40.8㎡ ワシントン	(74) 47.6%	(75) 5.1室	(70) 0.6人	(70) 2.2%	(75) 99.2%	—
イギリス	(70) 94%	(67) 28.8㎡ ロンドン	(75) 96.5%	(71) 4.9室	(71) 0.6人	(71) 0.8%	(71) 98.9%	—
西ドイツ	(72) 79%	(68) 26.9㎡ フランクフルト	(75) 84.2%	(76) 4.2室	(76) 0.6人	(72) 1.2%	(72) 94.2%	(77) 96.4㎡
フランス	(63) 40%	(73) 8.4㎡ パリ	(75) 89.0%	(75) 3.6室	(73) 0.8人	(68) 10.6%	(68) 51.8%	(74) 79.5㎡

資料出所 日本 総理府統計局「国勢調査」,「住宅統計調査」,厚生省「日本の廃棄物処理1978」,建設省「建設統計要覧」

日本銀行 「日本経済を中心とする国際比較統計」,国連“Statistical Yearbook”, “Compendium of Housing Statistics 1972-74”, EC “Social Indicators for the European Community 1960-75”, ドイツ連邦統計局 “Statistisches Jahrbuch”,

(注) 1) () 内は調査年(西暦)を示す。

2) 住宅とは「入り口が独立し、壁や板で区切られ、炊事場と便所(ともに共用を含む)がついた住居」のことである。

3) アメリカの一室当たり2人以上住宅の割合とは1.5人以上住宅の割合である。

〔6124〕さらに、住宅をとりまく生活環境施設の整備状況をみると、下水道普及率は、わが国では1975年で23%であるのに対し、各国ではそれ以前においてすでに71~94%である。その結果、住宅の水洗化率は、わが国では1976年で35%と先進諸国の90%台と大きな開きがみられる。また1人当たり公園面積や道路舗装率といった面でも大きな格差がみられるほか、道路整備が進むなかで歩道の確保が充分になされていないなどの問題が残されている(前掲第9表)。

〔6125〕住生活についての改善意欲が強いにもかかわらず、このように居住水準について諸外国と格差がみられるのは、わが国ではとくに大都市地域においては住宅取得費が高く、国際的にみてもやや割高であること、また、生活環境施設の整備が立ち遅れていることなどによる。

また、住宅取得費が高いのは、地価水準に違いがあることも一因とされている。勤労者が、快適な居住水準を確保する意味からも、消費財の物価水準とならんで土地価格は見過ごすことができない問題である。

〔6126〕日本不動産研究所「全国市街地価格指数」によれば、地価は高度成長の過程で旺盛な土地需要により30年代、40年代にそれぞれ年率22%、14%と急速に上昇した。

53年現在の卸売物価は、30年当時の1.9倍、40年当時の1.8倍、また消費者物価は、それぞれ4.0倍、2.8倍の上昇

であったのに対し、地価水準は、それぞれ28倍、4倍の上昇となっている。

〔6127〕地価水準については、対象となる土地をとりまく環境、施設の相違、あるいは統計の違いなどから単純な国際比較は難しい。わが国の地価公示制度と類似した制度をもつ西ドイツの住宅地価格は、1976年において1m²あたり55.25マルク(為替レート換算で6,900円)であった。また日本不動産研究所の調査により、アメリカ、イギリスについてみると、1976年における住宅地1m²当たり価格はそれぞれ13.35ドル(為替レート換算で3,900円)、4.23ポンド(同2,100円)であった。これに対しわが国では、1m²当たり平均約3万5,000円であった(第10表)。

第10表 日本と西ドイツの地価

第10表 日本と西ドイツの地価 (㎡当たり)			
日	本	西	ド イ ツ
	円		マルク
住 宅 地	35,000	住 宅 地	55.25
東 京 圏	73,100	商 業 地	345.97
大 阪 圏	64,400	都 市 階 級	
名 古 屋 圏	30,700	50万人以上都市	132.86
50万都市地域	30,300	20～50万人都市	104.98
30万都市地域	27,200	5～10万人都市	68.84
その他地方都市地域	20,800	1～2万人都市	46.72
		主 要 都 市	
		ボ ン	155.95
		ミ ュ ン ヘ ン	399.25
		フ ラ ン ク フ ル ト	162.82

資料出所 日本 国土庁「昭和51年地価公示」,「昭和51年都道府県地価調査」, 西ドイツ 連邦統計局「Statistisches Jahrbuch」

- (注) 1) 日本は51年7月1日現在、ただし、圏域別、地域別は1月1日現在、西ドイツは1976年平均の建築用地価格
- 2) 東京圏、大阪圏、名古屋圏とはそれぞれ、首都圏の既成市街地および近郊整備地帯(東京駅から50～60 km 以内、東京駅までの交通所要時間が2時間以内)、近畿圏の既成都市区域および近郊整備区域(大阪駅から40～50 km 以内、大阪駅まで同1時間40分以内)、中部圏都市整備区域(名古屋駅から40 km 以内、名古屋駅まで同1時間20分以内)。
- 3) 西ドイツの都市階級別、主要都市別の地価は住宅地、商業地、その他用途地こみの地価である。

〔6128〕このように住宅地の価格水準に格差が生じているのは、わが国の国土面積に占める可住地の割合が低く、また経済成長が急速で都市化が急激であったため、地価水準が相対的に高くなっているからである。このことが住宅取得費を相対的に高くしているのみならず、住生活改善のために必要な生活関連施設整備のための公共用地の確保を難しくしている面もある。したがって今後は、国民の需要動向に応じた土地の利用転換を進め、国土の有効利用をはかり、住宅地供給の確保と宅地価格の安定によって住生活の改善を図っていく必要がある。

〔6129〕さらに今後土地価格を安定させていくためには、長期的に大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し新しい生活圏を育成していくことが重要であり、地価の高い大都市地域では、集合住宅形式による住まい方をより一層普及していく必要がある。

〔6130〕 以上のような情勢のなかで、民間、政府部門を通じた努力により、近年、住宅、生活環境施設の改善テンポは著しい。人口あたり新設住宅着工戸数は先進諸国中もっとも多く、また新設住宅1戸あたり面積をみても53年で87.9m²と先進諸国の水準とほぼ同水準となっている。また、社会資本ストックも45年から52年の間に年率11.3%増と急速な増加をみている。

〔6131〕 54年度を初年度とする新経済社会7ヵ年計画では、生活環境施設について、60年度の下水道の総人口普及率を約55%(53年度見込み28%)、都市人口1人当たり都市公園面積を約5.6m²(同、4.0m²)とすることを目指しており、今後こうした計画が順調に実行されることが期待されている。

Ⅱ 労働力需給の展望と均衡回復への課題

5 勤労者の生活問題および意識構造

(1) 小売物価水準の国際比較と勤労者生活の改善

3) 労働時間,休日の改善と課題

〔6132〕欧米先進諸国に比べてわが国の勤労者に生活の充実感が伴わない第3の理由は,労働時間の短縮,週休2日制の普及,有給休暇の取得の面で立ち遅れていることである。

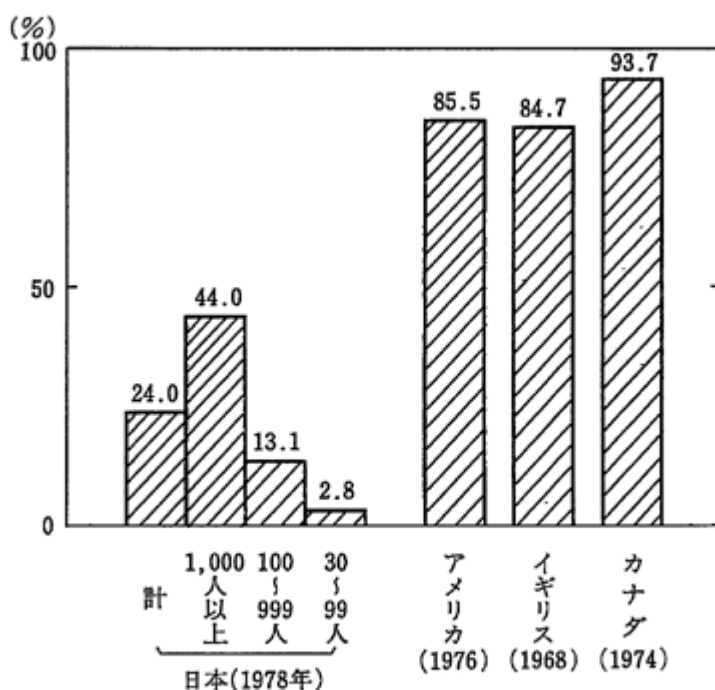
まず先進諸国との比較を通じて,わが国の労働時間,休日,休暇の現状をみてみよう。労働時間の厳密な国際比較は統計上の制約などから困難であるが,可能な範囲で試算すると,休日込み週当たり労働時間でみて1978年にはわが国が41.1時間であるのに対し,アメリカ,西ドイツはそれぞれ37.2時間,36.2時間と4～5時間の差がみられる。また完全就労週当たり労働時間でみると,わが国が43.1時間であるのに対し,イギリス40.5時間,フランス39.7時間と2～3時間の差がみられる。

〔6133〕このように各国との間に労働時間の差がみられるのは,第1に週休2日制の内容が違うからである。

わが国でも週休2日制は1970年代に入ってから急速に普及し,何らかの形で週休2日制の適用をうける労働者の割合は,1970年の18%から1978年には72%に達している。しかし内容的にはまだ隔週週休2日制,月1～2回週休2日制などの比重が高く,完全週休2日制の適用される労働者の割合は,全産業で24%,製造業で37%に過ぎない(付属統計表第126表)。また規模別にみると,中小企業での普及が相対的に遅れている。これに対し,欧米諸国では完全週休2日制がすでに定着していて,完全週休2日制の適用される労働者の割合は,アメリカ,イギリスでは85%程度となっている(第66図,付属統計表第127表,第128表)。

第66図 完全週休2日制の普及率

第 66 図 完全週休 2 日制の普及率
(適用労働者の割合)



資料出所 日本 労働省「賃金労働時間制度総合調査」、アメリカ 労働省 “Monthly Labor Review”(1977年4月)、イギリス 雇用省 “New Earnings Survey”(1968)、カナダ 産業貿易省 “Canada Year Book”(1975)

〔6134〕 このようにわが国と欧米諸国との間で、週休2日制の普及状況に大きな差がみられる。週休2日制を実施しない理由(重複回答)をみると、「取引上の都合等の関係から」(48.8%)が最も多く、「生産(販売)を減少させないため」(28.3%)、「同業他社が実施していないから」(26.0%)が次いで多いが、「人件費コストがあがるから」(15.3%)は比較的少ない。取引先あるいは同業他社との関係を理由にあげる企業はむしろ小企業で多く、週休2日制は地域ぐるみ業種ぐるみで実施されれば連鎖反動的に普及する可能性が示されている。

わが国では、とくに金融機関への完全週休2日制の導入が遅れているが、金融機関への完全週休2日制の導入は72か国ですでにみられ、先進国ではわが国を除く全ての国で導入されている(参考資料23.「各国の金融機関における週休2日制の導入状況」参照)。

〔6135〕 労働時間の差をもたらしている1つの要因は、有給休暇日数に差があることと、その取得状況に違いがあることである。わが国における年次有給休暇付与日数は13.4日(1976年)であるのに対し、欧米諸国では20日を上回る国が多い(付属統計表第129表)。このように付与日数に差があるほか、わが国ではその消化率が低い。

たとえば、1975年における年次有給休暇の取得日数は、わが国では8.2日(付属統計表第130表)で、「勤労者の職業生活に関する意識調査」(52年7月)によれば、年次有給休暇の消化率が90%以上であるとする勤労者の割合は全体の19.6%にすぎず、消化率が50%以上90%未満が18.5%、30%以上50%未満が11.5%、30%未満あるいは全然消化しなかった者が27.0%にも達している。

これに対し欧米諸国では、年次有給休暇はほぼ完全に消化されているとされている。たとえば、西ドイツでは年次有給休暇の付与日数は、労働者の年齢や勤続年数に応じて年間20～30日であるが、取得された年次有給休暇日数は、生産労働者で27.1日、職員層で28.2日(1973年)である。

〔6136〕 このようにわが国で年次有給休暇の消化率が低い第1の理由は、年次有給休暇を連続して取得する慣行がないこと、したがって、計画的な取得と業務に見合う企業側の対応が整っていないことがあげられよう。労働省「労働時間制度総合調査」によれば、年次有給休暇の取得に対する企業の対応策としては、

「あらかじめ年次有給休暇の取得者を見込んで労働者を配置している」とする企業の割合が、生産、販売部門で18%、管理・事務・技術部門で9%であり、「出勤者、(または本人)が通常の業務(作業)の範囲内で処理する」とする企業の割合が、生産・販売、管理・事務・技術部門とも70%前後を占める。

先進諸国においては、夏季に連続して集中的に年次有給休暇を取得することが通例である。わが国では、夏季休暇制度を実施している企業の夏季休暇日数は1人平均3～4日であり、その大部分は夏季休暇用特別休日である。年次有給休暇を夏季にまとめて取得することにすれば、年次有給休暇の消化を促進することにもなる。

消化率が低い第2の理由は、賃金面からその取得が抑制されていることである。労働省「労働時間等に関する調査的監督の結果について」(53年5月)によれば、年次有給休暇を取得した場合に賃金に何らかの影響が及ぶとする事業場は、調査対象事業場の21.7%を占める。その内容をみると、精皆勤手当の算定にあたり年休取得日を欠勤扱いとするもの44.9%、賞与(一時金)の算定に当たり年休取得日を欠勤扱いとするもの35.5%となっている。

〔6137〕 他方、労働者の意識面(労働省「勤労者生活意識調査」(46年12月))によって年次有給休暇を取得しない理由をみると、「仕事が忙しいから」(38.2%)、「職場のふん囲気が休みにくいから」(22.9%)をあげる者が多く、企業の対応のあり方とともに、労働者自身の意識が変わることによって消化が促進される可能性が示されている(付属統計表第131表)。

以上みてきたように労働時間、休日、休暇といった面において、わが国は欧米先進諸国にかなり立ち遅れており、住生活の不満とならんで余暇生活に対する根強い不満がみられ、それが労働者の生活充実感を妨げる1つの要因となっている。

「勤労者の職業生活に関する意識調査」によれば、1日の実労働時間についてちょうど良いと思う者が多いが、長いとする者も34%を占めている。また、労働時間、休日、休暇について何らかの変更をするとすれば、何を最も望むかをみると、週休日の増加をあげる者が30.6%を占めて最も多く、次いで長期休暇の新設、増加を望む者が多い。

以上のような状況からみて、今後完全週休2日制の普及、年次有給休暇の取得を促し、勤労者生活の充実感を高めていく必要がある。

Ⅱ 労働力需給の展望と均衡回復への課題

5 勤労者の生活問題および意識構造

(2) 中高年世帯家計の変化と課題

1) 年齢間所得格差の縮小と消費構造

〔6201〕すでにみたように、わが国の年齢間賃金格差は50年以降やや拡大気味に推移しているが、長期的にみると縮小してきている。

年齢間賃金格差は、企業における定年延長や積極的が中高年雇用を阻害している面が小さくないが、他方、年齢別の生計費の差を反映している面も大きい。

〔6202〕世帯主の年齢別にみると、勤労者世帯の家計消費支出は年齢が高まるにつれて増大し、50歳前後でピークに達しその後は低下する(付属統計表第132表)。これは、世帯主の年齢が高くなるにつれて世帯人員、世帯構成など世帯属性が変化し、それに伴って消費支出額が変化することによる。

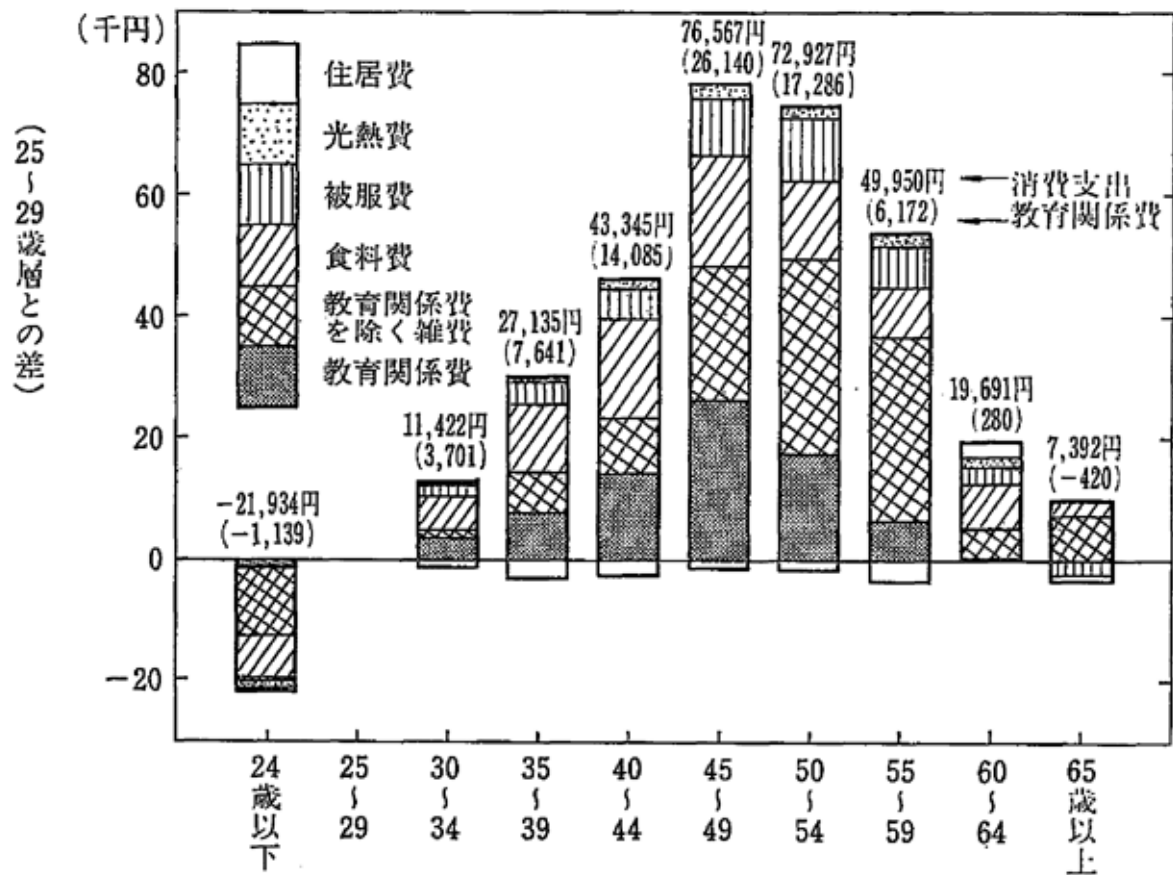
53年には、世帯形成期にあたる世帯主年齢25～29歳層の消費支出額を100とすると、45～49歳層、50～54歳層の消費支出額はそれぞれ144、142である。

〔6203〕世帯の消費内容は、所得の上昇と世帯属性の変化に応じて変わるが、世帯形成の最初の段階で支出がかさむのは住居費であり、世帯主の年齢が高まるにつれて食料費、被服費、次いで雑費へと比重は移っていく。

いま、25～29歳層の消費支出額と各年齢層の消費支出額との差をみると、50～54歳層まで年齢が高まるにつれて食料費、被服費、雑費が増加するが、とくに雑費の増加が目立っている(第67図)。雑費の内訳では、教育関係費のほか交際費、小遣いの増加が大きい。

第67図 年齢別にみた消費支出内容の差

第 67 図 年齢別にみた消費支出内容の差 (昭和53年)
(25～29歳層の消費支出との金額差)



資料出所 総理府統計局「家計調査」,「家計調査参考資料第26号」

- (注) 1) 教育関係費の推計については, 参考資料24. 「年齢別にみた教育関係費負担等」参照
- 2) 食料, 住居 (家賃地代, 設備修繕, 水道料, 家具什器費), 光熱, 被服費の中には教育関係費は含まれていない。

〔6204〕教育関係費は, 年齢が高まるにつれて支出金額が増大し, 消費支出金額全体に占める割合は45～49歳層では11.6%に達する(前掲第67図)。長期的にみても, 消費支出全体に占める教育関係費の割合は高まっており, また, 教育関係品目の物価上昇は, 消費者物価の上昇率を上回る傾向が続いており, 教育関係費は中高年家計にとって大きな負担となっている。

〔6205〕年齢別にみた消費支出が山型のカーブを描く背景には, それに対応した年齢別の収入構造がある。勤労者世帯の実収入をみると, 年齢が高まるとともに増大して50～54歳層でピークに達し, それを過ぎると減少していく。これは主として世帯主収入が年齢間賃金格差を反映して年齢とともに増大することのほか, 妻の有業率が高まること, 世帯の成熟化に伴い子供など他の世帯員が有業化し他の世帯員収入が高まることなどによる。

〔6206〕世帯主年齢25～29歳層の実収入を100とすると, 45～49歳層, 50～54歳層の実収入はそれぞれ153, 164となっている。45～49歳層では世帯主収入の差で実収入の差の77%を占め, 妻の収入の差で15%を占める。50～54歳層では世帯主収入の差で65%, 他の世帯員収入の差で20%, 妻の収入の差で8%を占める。

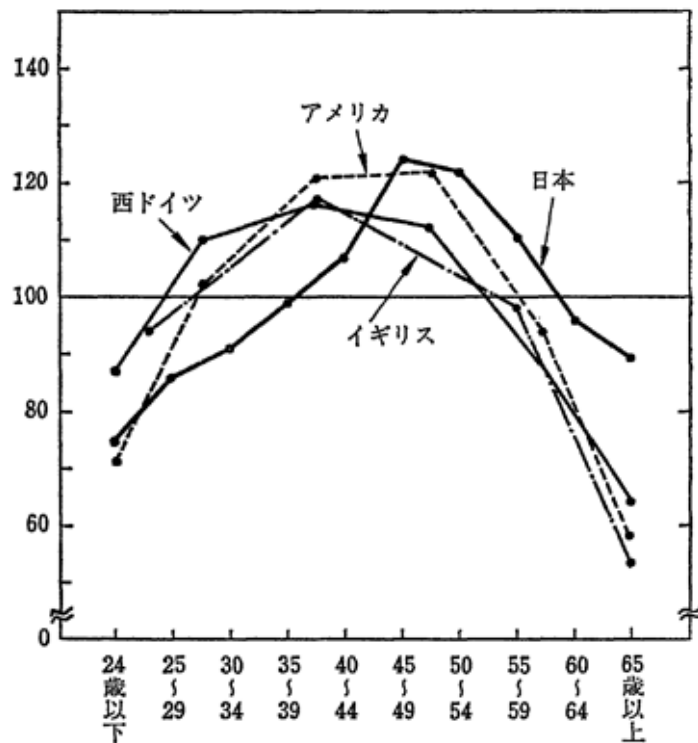
また, 世帯主収入の年齢間格差をみると, 実収入の年齢間格差よりはやや小さく, 25～29歳層を100として45～

49歳層で147,50～54歳層で149となっている。

〔6207〕先進諸国における年齢別家計収支を各国の家計調査によってみると、わが国とは異なった状況がみられる(参考資料25.「家計収支の国際比較」参照)。各国とも30歳台でピーク時に近い消費支出レベルに到達し、その後は50歳台までほぼ同一レベルの消費支出が維持される。わが国のように50歳前後まで一貫して消費支出が増加するという状況にはない(第68図)。

第68図 世帯主年齢別消費支出の国際比較

第 68 図 世帯主年齢別消費支出の国際比較
(消費支出, 平均=100)



(注) 参考資料25.「家計収支の国際比較」を参照

〔6208〕年齢間消費支出格差の背景である年齢間実収入格差をみると、消費支出格差に対応したカーブを描いており、欧米諸国では30歳台でピークないしそれに近い水準に到達する。これは先にみたように、主として年齢間の賃金格差が小さいことから、年齢別にみた世帯主収入の格差が小さいことによる。

〔6209〕わが国と各国との間で5大費目について消費構造を比較すると、アメリカでは食料費の割合が小さい一方、住居費、雑費の割合が高い。また、イギリス、西ドイツでは食料費の割合はわが国とほぼ同程度であるが、住居費、被服費の割合が高く、雑費の割合は小さい。各国ともわが国より住居費の割合が高いのは、わが国では持家比率が各国に比べて高いほか、家賃の低い給与住宅があることなどによる。

〔6210〕食料費では、食生活の違いからわが国では主食、魚介の割合が高く、肉類や乳製品の割合が低いという特徴がみられる。また、雑費では、わが国では教育関連の支出が多いのに対し、各国では自動車保有率が高いこともあって、自動車等関係費の支出割合が高い。イギリスでは医療保障制度が完備していて、保健医療費の割合がきわめて小さい。年齢別の消費構造をみると、わが国では年齢による消費構造の差が大きいのに対し、各国では小さい。

〔6211〕定年延長を含め中高年齢労働者の雇用を安定させるためには、企業において中高年齢労働者の積極的活用をはかるほか、賃金制度の改善が求められている。賃金制度自体についての検討は別として、年齢間賃金格差は勤労者家計の面からみるとライフサイクルに対応した生計費格差を反映している側面もあり、その修正は勤労者家計に少なからぬ影響をもたらすと思われる。

〔6212〕 長期的な世帯主収入の推移をみると、年齢間賃金格差が最も縮小した38年から48年までの10年間に
おいて、世帯主年齢の若い世帯ほど増加率が高かった。この結果、25～29歳層の世帯主収入を100として、50～
54歳層は38年の164から48年には138にまで縮小した。しかし、この間において世帯の消費支出の伸びは世帯
主年齢別にみてほとんど変わらず、世帯人員1人当たりの消費支出の伸びは、世帯人員の減少が大きかった中高
年層世帯でむしろ高かった(付属統計表第133表)。

〔6213〕 これは、核家族化の進行により、各年齢層を通じて他の世帯員収入が減少したが、若年層世帯ほど他の
世帯員収入のウェイトが低下し、世帯主収入の高い伸びを打ち消す形で作用したほか、世帯主収入の伸びが相対
的に低かった中高年層世帯では、妻の収入の伸びが大きかったことなどから、世帯単位の実収入の伸びが若年層
世帯と同程度確保されたからである。

なお、48年から53年の間には、年齢間賃金格差がやや拡大気味に推移したことから、世帯主収入、実収入の伸びは
中高年層世帯ほど高く、そのため消費支出の伸びも中高年層世帯ほど高かった。

〔6214〕 以上のように、高度成長期には年齢間賃金格差の縮小は必ずしも中高年層世帯の消費の伸びを小さく
はせず、しかも、所得の高い伸びを背景に各年齢層とも消費水準が大幅に上昇した。しかし、今後の安定経済成長
下において、全般的に所得の伸びが鈍化するなかで年齢間賃金格差が縮小し、中高年層の賃金上昇率が相対的に
小さくなれば、中高年層世帯には厳しい影響が及ぶ可能性がある。

〔6215〕 まず、年齢間賃金格差がどの程度まで縮小可能かをみるために、世帯主の年齢別消費支出の内容を細か
く検討してみよう。

消費支出の対象となる品目を消費支出弾性値によって基礎的品目、選択的品目に分けて年齢別の消費支出をみ
ると、年齢が高まるにつれていずれの支出も増加するが、その増加は選択的支出において著しい。このため消費
支出全体に占める基礎的支出と選択的支出の割合をみると、25～29歳層においてはそれぞれ58.8%、41.2%であ
るのに対し、45～49歳層ではそれぞれ56.0%、44.0%となっている(参考資料26.「支出の性格別家計消費支出」
参照)。

〔6216〕 さきに述べたように、25～29歳層の消費支出を100とすると、消費支出がピークになる45～49歳層の
消費支出は144.4となるが、選択的支出のうちでもとくに選択度の高い高度選択的支出を2分の1削減したとす
ると125.8に、また高度選択的支出全部を削減したとすると107.2にまで低下する。

このように中高年層世帯で消費支出の削減を行った場合、世帯における有業人員が変わらないとしてどれだけ
世帯主収入の削減が可能かをみると、消費性向や税負担の変動を考慮に入れるならば、高度選択的支出を2分の1
削った場合には、世帯主収入がほぼピークとなる45～49歳層では、147.3から125.0、また全額削減した場合には
104.4となる。

〔6217〕 以上は、特定消費支出品目の削減により年齢間賃金(世帯主収入)格差の縮小がどこまで可能かをみた
ものである。

次に、一定年齢から年齢間賃金格差をなくした場合、どういう影響が出るかを試算してみると、賃金(世帯主収入)
が45歳以降横ばいとなった場合、50～54歳層までは世帯主収入の減少の結果として消費支出、貯蓄等が減るが、
税負担の低下や消費性向の上昇などがあって、消費支出の減少率は実収入の減少率をかなり下回る(第11
表)。55～59層については、逆に収入が増加することから消費支出が増加するが、税負担の上昇や消費性向の低
下によって消費支出の伸びは収入の伸びを下回ることになる。

第11表 年齢間賃金格差変更に伴う家計収支への影響

第11表 年齢間賃金格差変更に伴う家計収支への影響(試算)

区 分	変 化 額 (円)			変 化 率 (%)		
	45～49歳	50～54歳	55～59歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
実 収 入	-8,703	-19,062	28,507	-2.6	-5.2	8.9
うち世帯主収入	-8,703	-19,062	28,507	-3.2	-6.7	11.9
可 処 分 所 得	-7,187	-14,942	22,416	-2.4	-4.7	8.0
消 費 支 出	-4,397	-8,516	12,697	-1.9	-3.6	6.1
黒 字	-2,790	-6,426	9,719	-4.1	-8.0	13.1
非 消 費 支 出	-1,716	-4,119	6,091	-4.5	-8.9	15.4
消 費 性 向				(0.40)	(0.87)	(-1.25)

資料出所 総理府統計局「家計調査(52年)」

- (注) 1) 世帯主収入が45歳以降全く横ばいで推移した場合の家計収支への影響である。
- 2) 家計収入の変化に伴う非消費支出負担割合, 消費性向の変化は, 年間収入階級別家計収支の結果にもとづいた回帰式より推計した。
- 3) 消費性向欄の()内は, 消費性向の変化幅(%・ポイント差)である。

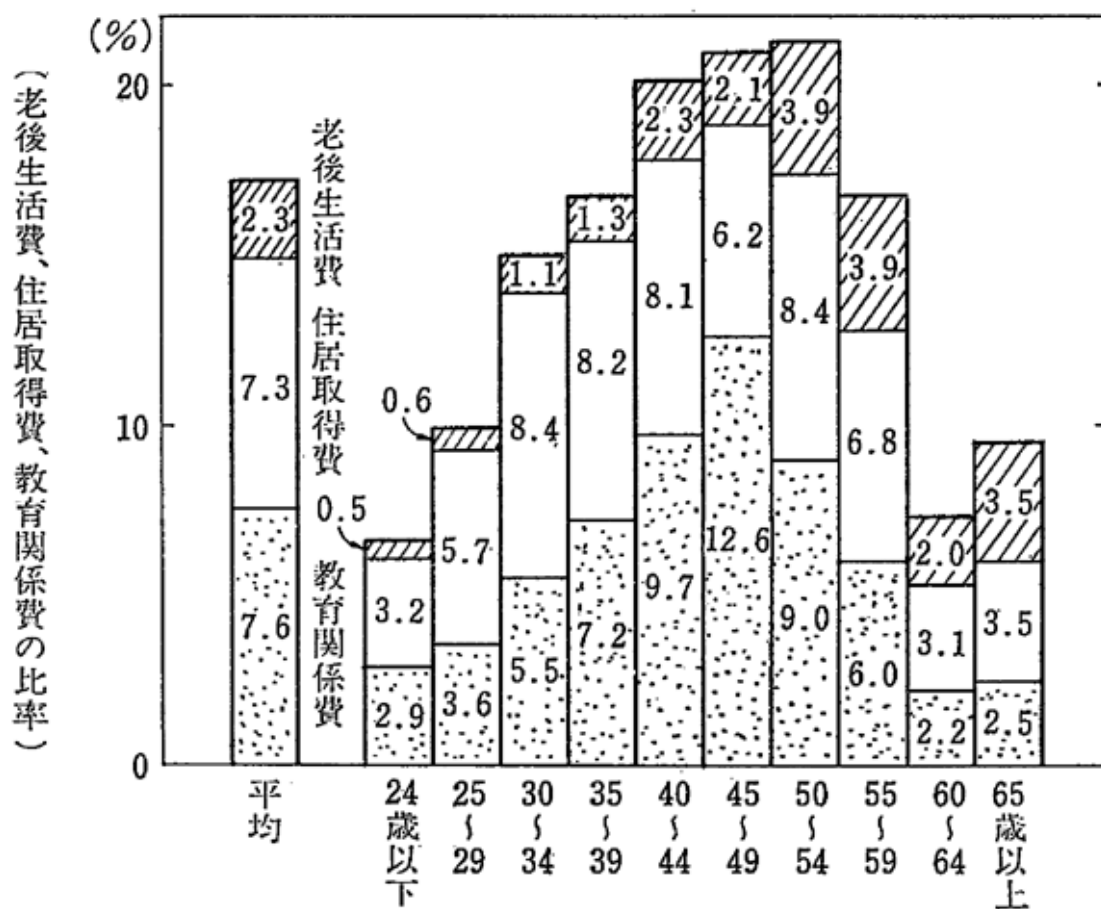
〔6218〕実際に世帯主収入が減少した場合,個々の家計にとって支出削減品目は千差万別と考えられる。所得の上昇テンポが高度成長期と比べて相対的に低くなる安定成長下においては,世帯主収入の低下の影響は,選択的支出のみではなく生活必需的なものにも及ぶ可能性がある。

貯蓄面からどういう生計費目が家計において重要度が高いかを,貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」によってみると,「子供の教育費や結婚資金のため」,「土地家屋の買い入れや家屋の新增改築,修理のため」,「老後の生活のため」といった項目があげられる。

〔6219〕この3項目に対する消費支出および貯蓄を合わせて可処分所得に対する割合をみると,45～49歳層では20.9%,50～54歳層では21.3%と大きな割合を占めている(第69図)。ちなみに,これら3項目に対する支出が年齢間に差がなく,生涯にわたって負担されるとすると,可処分所得の年齢間格差は,25～29歳層を100として,45～49歳層では148.9から124.8へ,50～54歳層では158.8から131.3へと大幅に低下し,こうした項目が年齢間の生計費格差をもたらす大きな要因であることがうかがわれる。

第69図 可処分所得に占める教育関係費,住居取得費,老後生活費負担の割合

第69図 可処分所得に占める教育関係費、住居取得費、
老後生活費負担の割合(全国, 勤労者世帯, 昭和53年)



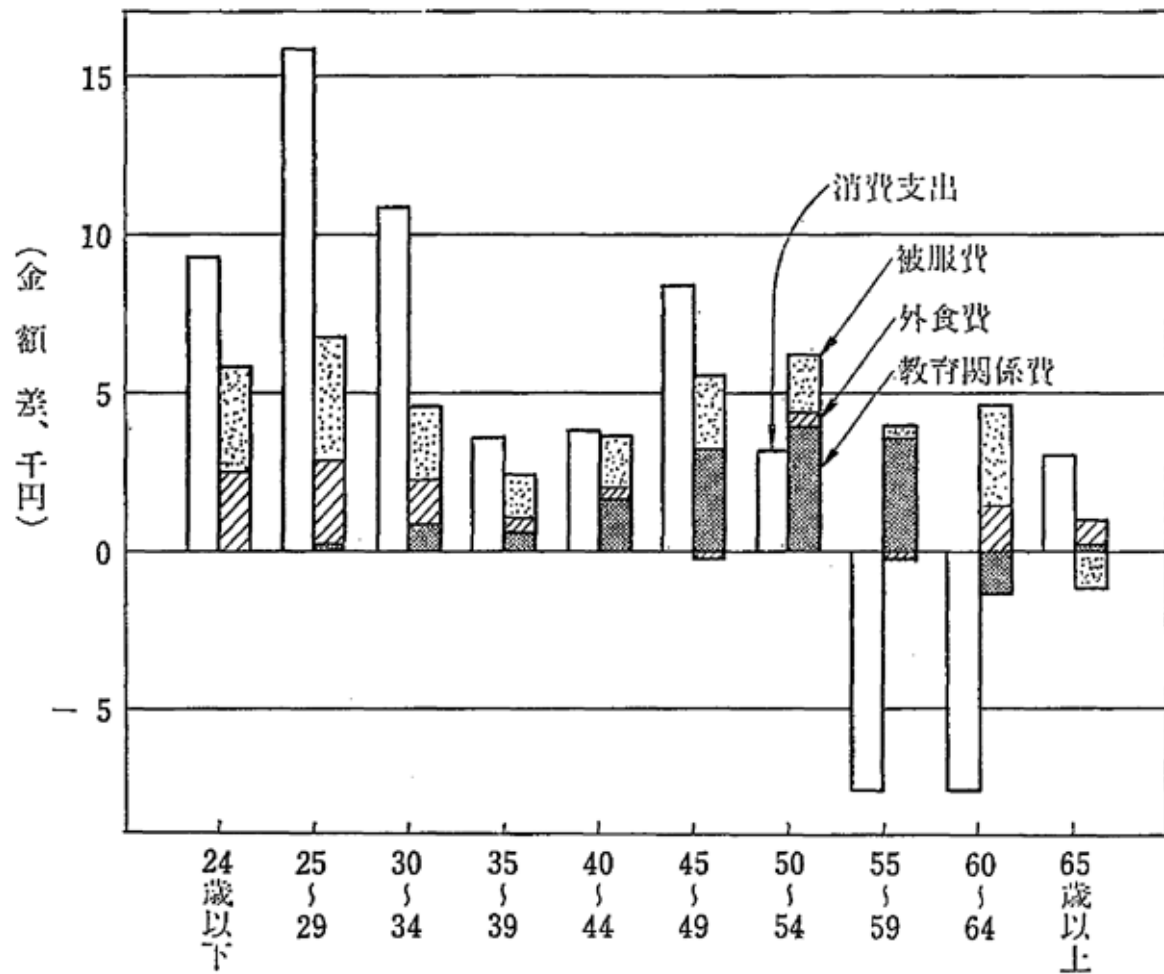
資料出所 参考資料24.「年齢別にみた教育関係費負担等」参照

〔6220〕 年齢間賃金格差の縮小に伴う中高年層家計への影響を緩和するためには,中高年層で負担が高くなる教育費について奨学金制度,教育ローン等の充実をはかり,教育費負担が一時期に集中しない方策が考えられる。住宅取得費についても,住宅ローン等金融面からの措置によってその負担を一時期に集中させない工夫が望まれる。勤労者財産形成制度の活用などにより在職中の資産形成を図ることも,これらの措置と併行して重要である。

〔6221〕 一方,年齢間賃金格差の縮小は,中高年層世帯における妻の有業率を高める可能性がある。総理府統計局「全国消費実態調査」(49年)によって,核家族世帯のうち世帯主だけが働いている世帯(非共働き世帯)と,世帯主とその配偶者の2人が働いている世帯(共働き世帯)の家計収支を比較すると,収入面については共働き世帯では非共働き世帯に比べ世帯主収入は下回るものの,配偶者の収入が付加されることから,世帯の実収入は15%ほど上回る。また,消費支出については共働き世帯は非共働き世帯を8%ほど上回るが,とくに大きく上回っているのは外食費,衣料費,自動車等関係費,交際費,教育関係費である。年齢別の消費支出をみても,おおむね各年齢層とも共働き世帯が非共働き世帯を上回るが,若年層世帯では被服費,外食費といった費目に対する支出の差が大きいのにに対し,中高年層世帯では教育関係費の差が大きい(第70図)。

第70図 共働き世帯と非共働き世帯との消費支出の差

第70図 共働き世帯と非共働き世帯との消費支出の差



資料出所 総理府統計局「昭和49年全国消費実態調査」

(注) 非共働き世帯を基準としてみた消費支出の差(月額)である。

年齢間賃金格差縮小の結果として中高年層世帯の教育費に影響が及ぶとすれば、このような共働き世帯と非共働き世帯の消費構造の差からみて、妻の有業率が高まる可能性がある。

Ⅱ 労働力需給の展望と均衡回復への課題

5 勤労者の生活問題および意識構造

(2) 中高年世帯家計の変化と課題

2) 高齢者世帯の生活安定のための課題

〔6222〕 勤労者生活の安定を図るための長期的な課題は、迫り来る高齢化社会への対応である。厚生省人口問題研究所の推計では、わが国の65歳以上人口153年の992万人から60年には1,191万人へ、また65年には1,391万人へと今後急速に増加するものと見込まれている(付属統計表第134表)。また総人口に対する65歳以上人口の比率をみると、53年の8.6%から60年には9.7%へ、65年には11.0%へと高まると推計されている。その後も65歳以上人口は急速に増加し、諸外国に例のない速さで人口構成の老齢化が進行するとみられている。この結果、生産年齢人口(ここでは15歳から64歳までの人口)に対する65歳以上の老齢人口の比率を示す老年人口指数は、53年の12.8%から60年には14.5%、65年には16.2%にまで上昇すると見込まれている。

〔6223〕 第2次大戦後、夫婦を中心とした家族制度が定着するようになり、また30年代以降の高度経済成長に伴う人口の都市集中や都市の住宅事情、雇用労働者の増大などから急速に小世帯化が進み、夫婦と未婚の子供からなる核家族世帯が増加した。

厚生省「厚生行政基礎調査」によれば、世帯総数に占める核家族世帯の割合は40年の54.9%から年々高まり、53年には60.3%に達している。これに伴い高齢者世帯(男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されるか、またはこれに18歳未満の者が加わった世帯)も大幅に増加し、40年の80万世帯から53年には203万世帯となり、全世帯に占める割合も3.1%から5.9%へと高まっている(付属統計表第135表)。このため、65歳以上の老人の子との同居率は長期的には低下する傾向にあり、49年には75%となっている(付属統計表第136表)。

〔6224〕 世帯主年齢60歳以上の勤労者世帯の家計収入をみると、収入面では家計実収入は50歳台の世帯に比べ大幅に低下し、20歳台後半ないし30歳台前半の収入とほぼ同程度となる。収入の構成をみると、実収入に占める世帯主収入の割合は、50歳台の世帯と比べ低下するものの、60～64歳層で68.8%、65歳以上層で63.2%を占め、主要な収入源となっており、このほか、他の世帯員収入、社会保障給付の割合が高い。長期的にみると、世帯主収入、他の世帯員収入の占める割合は低下し、社会保障給付、妻の収入の占める割合が高まっている。

このように高齢者世帯でも世帯主収入が大きな割合を占めているが、60歳以上層では、他の年齢層と異なっており、消費支出が世帯主収入を上回っている。

〔6225〕 消費支出面の状況をみると、60歳以上層では50歳台と比べ食料費、光熱費といった基礎的消費支出の割合が高まるが、教育関係費とか、住居取得費等の負担が低下している。また、交際費の支出が消費支出の1割以上を占めており、大きな負担となっている。

〔6226〕 家計資産の状況をみると、住宅については、60歳以上層で持家率が75%と他の年齢層に比べて高い。金融資産についても、年齢が高まるにつれて資産残高が高まり、年間消費支出に対する倍率は、52年には60～64歳層で3.24倍、65歳以上層で2.84倍と3倍前後となっている。長期的にみて、この倍率は若年層ではあまり変化がないのに対し、55歳を越える層では高まる傾向にある。金融資産残高は高齢者世帯では世帯間の差が大きい(付属統計表第137表)。

〔6227〕 高齢者世帯の生活の安定をはかるためには、1つには一定の年齢まで安定した就業機会の確保を

はかり、自らの勤労収入によって生活の安定を図っていくこと、2つには職業生活から引退した後、安定した老後生活を送り得る所得が確保できる制度が整備されることが必要である。

男子について、60歳以上の年齢層の労働力率をみると、53年に60～64歳層で78.4%、65歳以上層で41.5%となっており、特に65歳以上層の労働力率は国際的にみてきわめて高い。

高年齢労働者が働く理由を労働省「高年齢労働者就業実態調査」(51年5月)によってみると、「働かないと生活に困るから」とする者が60～64歳層で68.7%、65歳以上層で52.1%と最も高い。このように主として生計上の理由から60歳以後も働き続ける人々が多いので、こうした人々に対する安定した就業機会を確保するための環境整備を進めていく必要があろう。

〔6228〕定年制の現状をみると、53年1月現在で一律定年制を定めている企業は71.3%であるが、そのうち定年年齢を60歳とする企業は33.7%、61歳以上は4.8%となっている。当面60年を目途として60歳定年制の一般化のための努力がなされている。

また、定年延長にかわる再雇用、勤務延長といった継続雇用制度をみると、主として定年年齢の低い企業を中心に普及している。定年年齢が60歳である企業の継続雇用制度の採用率をみると、再雇用は54.3%、勤務延長は35.9%となっている。現在の再雇用、勤務延長制度は、その対象となる労働者は「会社が認めた者に限る」とする企業が多いほか、その期間も定年年齢が低い企業で比較的長いのであり、60歳を越える高年齢労働者の雇用安定の手段としては十分に機能していない。

こうした再雇用制度、勤務延長制度を、60歳台前半の労働者雇用の安定に十分役立つような仕組みにすることが必要である。

〔6229〕老後生活を支える所得の確保については、公的年金制度をぬきにしては考えられない。わが国の公的年金制度をみると、昭和36年には自営業者、農業者などを対象とする国民年金制度が発足し、雇用者を対象とする厚生年金制度と相まって国民皆年金制度が確立した。また制度そのものの整備とならんで年金給付水準も漸次改善され、しかも48年には年金給付額に物価スライド制が導入されるなど、諸外国に劣らない公的年金制度が確立した。

〔6230〕国により制度が異なるから、年金の給付水準を欧米先進諸国との間で厳密に比較するのは難しいが、わが国の年金水準は、1977年現在イギリス、アメリカ、スウェーデンの水準と同じか、それを上回る程度であり、また、西ドイツの水準にかなり接近していて、欧米先進諸国に比べて遜色がない。たとえば老齢年金の平均賃金に対する比率をみると、1977年現在アメリカ、イギリス、スウェーデンの夫婦の場合41～42%、西ドイツの場合45%となっているのに対し、わが国の厚生年金による老齢年金は41.4%となっている。

〔6231〕年金水準の改善が進む一方で、長期的に人口構成の高齢化が進むに従って年金受給者数が増大し、現行制度のもとでは年金財政が次第に窮迫化すると見込まれている。

厚生省年金局の試算によれば、現在の公的年金制度を前提とすると、拠出制の老齢年金受給者数は、52年度の632万人から55年度には779万人、65年度には1,198万人と急増する一方、52年度から65年度にかけて被保険者数および組合員数は12%程度の増加しか見込めないもので、年金制度の成熟度(被保険者数に対する老齢年金受給者数の割合)は、52年度の11.1%から65年度には18.6%になるとみられている。また年金給付費総額は、65年度には52年度の約2倍強に達するものと見込まれている。

〔6232〕したがって、長期的には年金の費用負担の増加は避けられない。厚生省年金局の試算によれば、厚生年金の場合、5年毎に2%程度の料率アップが必要とされ、また国民年金についても、5年毎に月額1,000円程度の保険料引き上げが必要であると見通されている。このように費用負担の増大は急速である。負担水準は、現在欧米諸国の水準を下回っているものの、時の経過とともに各国の水準に迫り、いずれは上回ることが予想される。

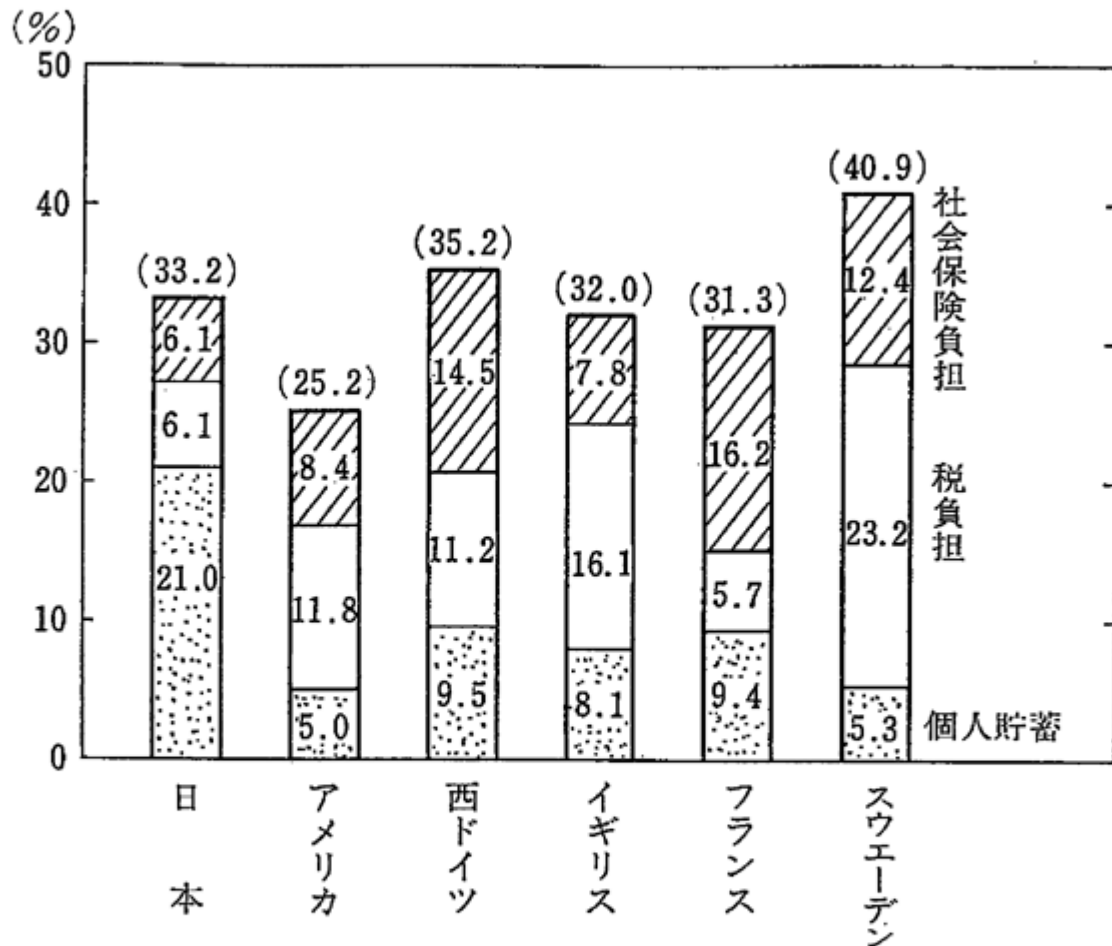
〔6233〕なお、費用負担の高まりとともに、老齢年金の支給開始年齢を現行の60歳から65歳へ引き上げる必要性が指摘されているが、その実施にあたっては、定年の延長、再雇用の促進等高齢者の雇用機会の確保に努めるとともに、高齢者の雇用の状況等について配慮がなされ、長期的、段階的な対処が必要である。

〔6234〕現在のわが国の租税負担、社会保険負担は欧米諸国に比べると低い(第71図)が、個人貯蓄率につい

てみると、わが国の水準は各国の水準を大幅に上回っている。税負担、社会保険負担を公的貯蓄とみなし、これに個人貯蓄をあわせて考えると、わが国の貯蓄水準は欧米諸国と変わらない水準となっている。

第71図 個人所得に占める税負担、社会保険負担、個人貯蓄の割合の国際比較

第 71 図 個人所得に占める税負担，社会保険負担，個人貯蓄の割合の国際比較（1976年）



資料出所 OECD “National Accounts of OECD Countries”

- (注) 1) 個人所得に占める割合である。
 2) () 内は個人貯蓄，税負担，社会保険負担の計。
 3) 西ドイツは1975年の数値である。

〔6235〕 今後、年金の成熟化に伴う社会保障給付費の増加とともにその費用負担は高まらざるを得ないが、現在の低い租税負担率、社会保険負担率と高い個人貯蓄率は、そうした負担を担いうる可能性を示している。また、長期的な出生率の低下から子供の扶養負担が軽減されるため、この面からも急速な費用負担の高まりは緩和されるとみられる(付属統計表第138表)。

〔6236〕 総理府広報室「社会保障の費用負担に関する世論調査」(52年11月)によれば、老人の割合の上昇に伴う社会保障費用の増加とその費用負担の関係について、「税金や保険料など国民の負担が大幅に増えても、よりよい社会保障を実現して欲しい」(17%)、「社会保障の現在の水準を保つためには、国民の負担が増えてもやむを得ない」(29%)と合わせて46%の人々が負担が高まるのを止むを得ないと考えており、「社会保障の水準が多少さがつても国民の負担がこれ以上重くならないようにすべきだ」(22%)とする

人々の割合を大幅に上回っている。

〔6237〕 勤労者の老後生活を支える私的制度として退職金制度がある。労働省「退職金制度総合調査」によってその現状をみると、53年9月現在約92%の企業が退職金制度を設けている。その形態は退職一時金制度をとる企業が多いが、企業年金制度のある企業(退職一時金制度を併用する企業を含む)も38%に達している。企業年金制度は大企業に多く、小企業での普及率は低い。最近の特徴は企業年金制度が急速に普及していることで、30人以上規模企業における普及率は、46年の29%から53年には38%へと高まっている(付属統計表第139表)。わが国の企業年金の代表的制度は、厚生年金基金と税制適格退職年金であるが、このほか企業自身が管理する自社年金がある。

企業年金は、公的年金制度と相まって勤労者の老後の所得保障を担うものとして期待されている。

〔6238〕 企業年金(厚生年金基金を除く)の運用状況をみると、企業年金の受給に必要な最低勤続年数は20年以上25年未満とする企業が34%と最も多く、企業年金受給開始年齢は55歳以上60歳未満とする企業と、60歳以上とする企業がそれぞれ51%、41%を占めている。また、企業年金の受給期間をみると、有期とする企業が89%を占めており、そのうち、受給期間10年以上15年未満の企業が92%を占める。年金原資については96%の企業で無拠出となっている。また年金のスライド制についてみると、1,000人以上規模企業で4%の企業で実施されているに過ぎない。

〔6239〕 企業年金の運用面での特徴は、大部分が一時金との選択制度が設けられており、また定年退職者の多くが、1)年金の実質価値が保全されないことへの不安、2)住宅の取得や子供の教育などにまとまった出費が必要であること、3)年金より一時金の方が税制上有利なことなどから、一時金を選好し、年金を退職時に一時金として受給することである。

〔6240〕 長期的にみると、退職金をめぐる環境が次第に変化しつつある。まず企業側からみると、企業内労働者の高齢化とともに定年退職者が増加する傾向にあり、そのため退職金負担が高まっていく方向にある。企業によってはその負担が一時期に集中することも考えられ、退職金負担の増大から退職金制度を見直そうとする動きがみられる。

〔6241〕 前記調査によると、退職一時金制度を有している企業のうちその改定を検討している企業の割合は41%となっている。また改定を検討している企業について検討内容をみると、「退職金算定方式(算定基礎額)の改定」をあげる企業が39%と最も多く、次いで「退職一時金の年金化(一部年金化の場合を含む)」(36%)、「勤続年数別支給率の全面改定」(28%)の順となっている。

〔6242〕 また、1,000人以上規模、資本金5億円以上の企業についてとりまとめた中央労働委員会事務局「退職金、定年制および年金事情調査」によれば、「賃金体系とは別に退職金算定基礎給を設けている」とする企業の割合は、46年の2.6%から52年には7.3%へと高まっている。また、そうでない企業についても、賃金増額ないし昇給との関係で、「自動的に増額」する企業の割合が低下し、「自動的に一部増額」ないしは「労使協議」する企業が増加している。現実には賃上げ額が基礎給にどれだけはね返ったかをみると、46年の60.0%から52年には51.5%とその割合は低下している。

〔6243〕 このようなことから、モデル定年退職金支給率は長期的に低下する傾向にあり、たとえば男子高卒事務労働者の場合、40年の53.5ヵ月から50年には46.5ヵ月へと低下した。このほか、退職金負担の平準化をはかるために、企業年金制度を導入する企業もみられる。

〔6244〕 他方、労働者側からみると、退職金を「持家のための費用」、「子供のための費用」として使う場合が多いが、また「退職後の生活費用」のためとする者も多い。長期的には、「退職後の生活費用」とする者の割合が高まっている。高齢者の貯蓄動機の変化をみても、長期的には「住宅のため」、「教育のため」が低下し、「老後の生活のため」が高まっている。

〔6245〕 これは子供の数の減少、持家率の上昇が背景となっているほか、長期的な定年年齢の引き上げとともに、定年退職後に子供の教育費負担、住宅取得費負担が小さくなるという側面もある。今後定年延長がさらに進めば、退職金の使途や貯蓄動機の面で、「退職後の生活費用」とする者の割合が一層高まると考えられる。

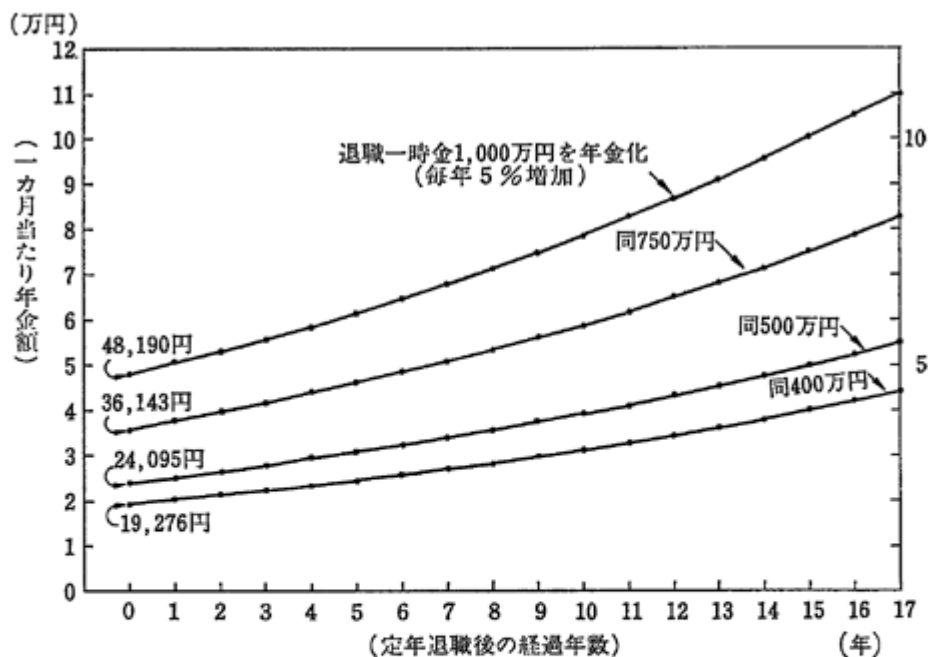
〔6246〕 以上のように、退職金をめぐる環境が変化しつつあり、このような情勢の変化に対応して、1つの考

え方としては企業年金の導入を進めることが考えられる。今後企業年金を一層魅力ある制度としていくことが重要である。

なおこのことに関連して、いま退職一時金の一部を企業年金に振り替え終身支給とし、かつ物価上昇による目減り感を防ぐために毎年一定率(5%)を増加させた場合、月々どれだけの給付が可能かを試算してみると、退職金からの振替え分400万円の場合、約19,300円となり、65歳以上世帯の53年における消費支出額の約11%を占める(第72図)。

第72図 退職一時金を企業年金化した場合の1ヵ月当たり年金額

第 72 図 退職一時金を企業年金化した場合の 1 ヶ月当たり年金額



- 試算の前提条件
1. 定年退職してから毎月支給かつ終身支給として、平均余命を18.0年(厚生省簡易生命表)とみた(第1回目の支給は定年退職時)。
 2. 運用利回りを5.5%とみた。
 3. スライド率としては、新経済社会7カ年計画での50年代後半の消費者物価上昇率5%を目安とした。
 4. 退職一時金が1,500万円の場合は、1,000万と500万円の双方を合わせて読む。

(参考)

欧米諸国の企業年金制度

a アメリカ

アメリカの企業年金制度をみると、拠出や給付の内容等について全国的な基準あるいは産業別の基準はなく、単に最低限の内容を法律で定めているに過ぎない。具体的内容は企業の自主性に委ねており財政運営も各企業が単位となっている。1975年には加入人員が3,030万人に達し、民間労働者の49%がその適用を受けている(付属統計表第140表)。

一般的にいて、大企業ではホワイトカラーの場合拠出制で給与比例であるのに対し、ブルーカラーの場合は無拠出制で定額年金が多い。物価スライド制は取り入れられていないが、2~3年ごとの協約改訂交渉の際に給付額の見直しを行うこととなっている。

b 西ドイツ

西ドイツはアメリカと同様に、具体的な内容は企業の自主性に委ねられている。1976年現在で全企業の36%が採用しており、685万人、全雇用労働者の65%が加入している。費用はほぼ全額事業主の負担となっており、賦課方式で運営されている。スライド制はとり入れられていないが、法律で3年ごとに給付額を必要に応じて調整しなければならないとされている。

c イギリス

イギリスの企業年金制度は、アメリカ、西ドイツの場合と同じく全国統一的な基準はなく、具体的な内容は企業の自主性に委ねられている。1975年現在加入人員は1,150万人で、全雇用労働者の半数が加入していて、公的年金を補完するものとして広範な普及をみている。

d フランス

フランスでは一般労働者と管理職員それぞれについて全国的な労使協定にもとづいて作られた制度があり、賦課方式で運営されている。拠出や給付は全国一律の基準に従い、かつ財政運営は管理職員や一般労働者のための制度に一本化されている。

各国の企業年金の制度上の内容は以上のとおりであるが、実際に企業年金が果たしている役割についてみると、アメリカでは1972～73年の家計調査によれば、世帯主年齢65歳以上の世帯での税引前所得6,482ドルのうち企業年金の額は450ドルと6.9%を占めている。しかし、企業年金を実際に受けとった世帯における額は2,227ドルと税引前所得の34.4%を占め、企業年金は高齢者世帯の家計収入のなかで大きな役割を果たしている。

西ドイツの場合は、制度が本格的に普及したのが最近であるため、これまでのところ家計収入に占める企業年金の割合は小さい。

各国とも老後生活の収入源として公的年金収入の果たしている役割は大きい(付属統計表第141表)。しかし人口の高齢化による負担の増大から公的年金給付の充実には限界があるため、企業年金が果たしていく役割は大きいと考えられ、今後、わが国においても企業年金の普及充実をはかつていく必要があるといえよう。

II 労働力需給の展望と均衡回復への課題

5 勤労者の生活問題および意識構造

(3) 勤労者の職業意識の変化と背景

〔6301〕わが国経済が安定成長への適応を進めるなかで、勤労者の意識面にも変化がみられる。

総理府広報室「国民生活に関する世論調査」によると、昭和53年5月現在、現在の暮らしに満足しているとする者64%、不満とする者35%となっている。長期的にみると、暮らしに満足している者は高度成長期には60%台で推移していたが、石油危機後49年11月には51%にまで低下した。しかし、その後は上昇に転じ、53年5月には64%となっている。不満と思っている内容として、収入、消費生活、物価などをあげる者が圧倒的であったから、物価の安定を中心とした生活面の改善が、満足度を高めたと思われる。

〔6302〕また、労働省「勤労者の職業生活に関する意識調査」(52年7月)によって勤労者の総合満足度(職業生活、私的生活を総合して現在の生活に満足しているか)をみると、「かなり満足」、「まあ満足」合わせて49%の者が現在の生活に満足しており、他方、「やや不満」、「大いに不満」を合わせて不満とする者は42%を占めている。

〔6303〕労働者の属性別には、男女とも年齢が高いほど満足度が高く、職種別には管理職、技能系監督職で満足度が高く、技能職、労務職や販売職、サービス職では相対的に低い。また勤続年数が長いほど、給与や貯蓄残高が高いほど満足度が高まる傾向にあるが、学歴との間には目立った関係はみられない。

〔6304〕総合満足度を52年7月と49年9月とで比較すると、49年には満足とする者40%に対し不満とする者48%で、52年調査とは逆に不満とする者の割合が高かった。52年に満足度の上昇がみられたのは先に述べたように、経済環境が変化したことによると思われる。

〔6305〕このように勤労者全体の満足度は、経済の安定化とともに改善されているが、不満とする層は依然42%もあり、勤労者生活にまだ多くの問題が残されていることを示している。まず職業生活面についてみると、52年には49年と比べ、賃金、職場の作業環境、労働時間、有給休暇に満足する者の割合が高まっているが、賃金については不満とする者の割合が依然満足とする者の割合を上回っているほか、労働時間が長い、有給休暇が少ないとする者も35～45%に及ぶなど、今後改善を要することが示されている。

〔6306〕また、私的生活面では、食生活、衣生活については満足とする者の割合がそれぞれ73%、62%と高いが、住生活については、満足とする者51%に対し不満とする者も42%であり、しかも46年調査と比べてその割合は改善されておらず、住生活に対する勤労者の根強い不満がみられる。このほか、余暇生活の満足度が低く、貯蓄については不満とする者の割合が69%を占め、不満層が圧倒的に多い。

Ⅱ 労働力需給の展望と均衡回復への課題

5 勤労者の生活問題および意識構造

(3) 勤労者の職業意識の変化と背景

1) 高年齢労働者の職業意識

〔6307〕 今後労働力人口に占める高年齢労働者(55歳以上)の割合が高まっていくので、高年齢労働者の職業生活を充実させていくことが重要である。現在、高年齢労働者はどのような職業意識をもっているであろうか。

男子55～59歳層が60歳以降の職業生活にどのような見通しをもっているかをみると、「生活のため働く」とする者が最も多く、次いで「生きがいのため働く」、「健康のため働く」とする者が多く、「働く必要はない」とする者はほとんどいない。また現に働いている男子60歳以上の労働者についてみても、ほぼ同様な回答が得られ、高年齢労働者のほとんどが職業生活の継続を強く望んでいる。このような職業生活に対する強い継続意志は、現在の給与水準、扶養家族数、住居の所有関係、貯蓄水準別にみてもほとんど差はみられず、高年齢労働者に共通している(付属統計表第142表)。

〔6308〕 男子高年齢労働者の職業意識の特徴を若年労働者と比較してみると、高年齢労働者は若年労働者に比べ月々の賃金、実労働時間、年次有給休暇、職場の作業環境といった労働条件面で満足度合が高く、また能力が生かされている、能力や実績が正当に評価されている、仕事が精神的、肉体的につらくないとする者の割合も多い(付属統計表第143表)。高年齢労働者は職業生活満足度が若年労働者に比べて高く、また現在の会社にいつまでも勤めていたいとする者の割合も高い。このような結果がみられるのは、高年齢労働者の方が就業条件面で恵まれた職場に勤めているというよりは、高年齢労働者が一般的な就業条件についてよく知っていることによるものと思われる。

〔6309〕 このように高年齢労働者は職業生活満足度が高いが、満足度には月々の賃金、職種、能力発揮の有無といった点が強く関連しており、勤務先の企業規模、産業の状況にはあまり左右されていない。全体的に不満層が少ないが、そのなかで勤務先の賃金が低い、実労働時間が長い、有給休暇が少ないとする者で不満が多く、こうした不満層では、満足とする者に比べ現職継続意志が小さく、近い将来仕事をかわりたいとする者が多い。

〔6310〕 高年齢労働者が今後働いていくうえで最も実現してもらいたいこと(2つ以内の重複回答)をみると、「賃金引き上げ」が最も多いが、それ以外の項目としては、55～59歳層と60歳以上層とでやや差がみられる。55～59歳層は定年年齢到達以前の者がかなり含まれ、しかも今後とも長期にわたって職業生活の継続を望んでいることから、「定年延長」が「賃金引き上げ」に次いでおり、このほか再就職の機会、適した職への就職機会といった職場の確保を望む者が比較的多い。これに対して60歳以上層になると、定年到達後、再就職をした者がかなり含まれるため、相対的に労働条件が立ち遅れている中小企業に働く者が多いという事情もあり、「賃金引き上げ」に次いで、「福利厚生」、「休日増加」、「職場環境の整備」といった労働条件面の改善を望む者が多い。

II 労働力需給の展望と均衡回復への課題

5 勤労者の生活問題および意識構造

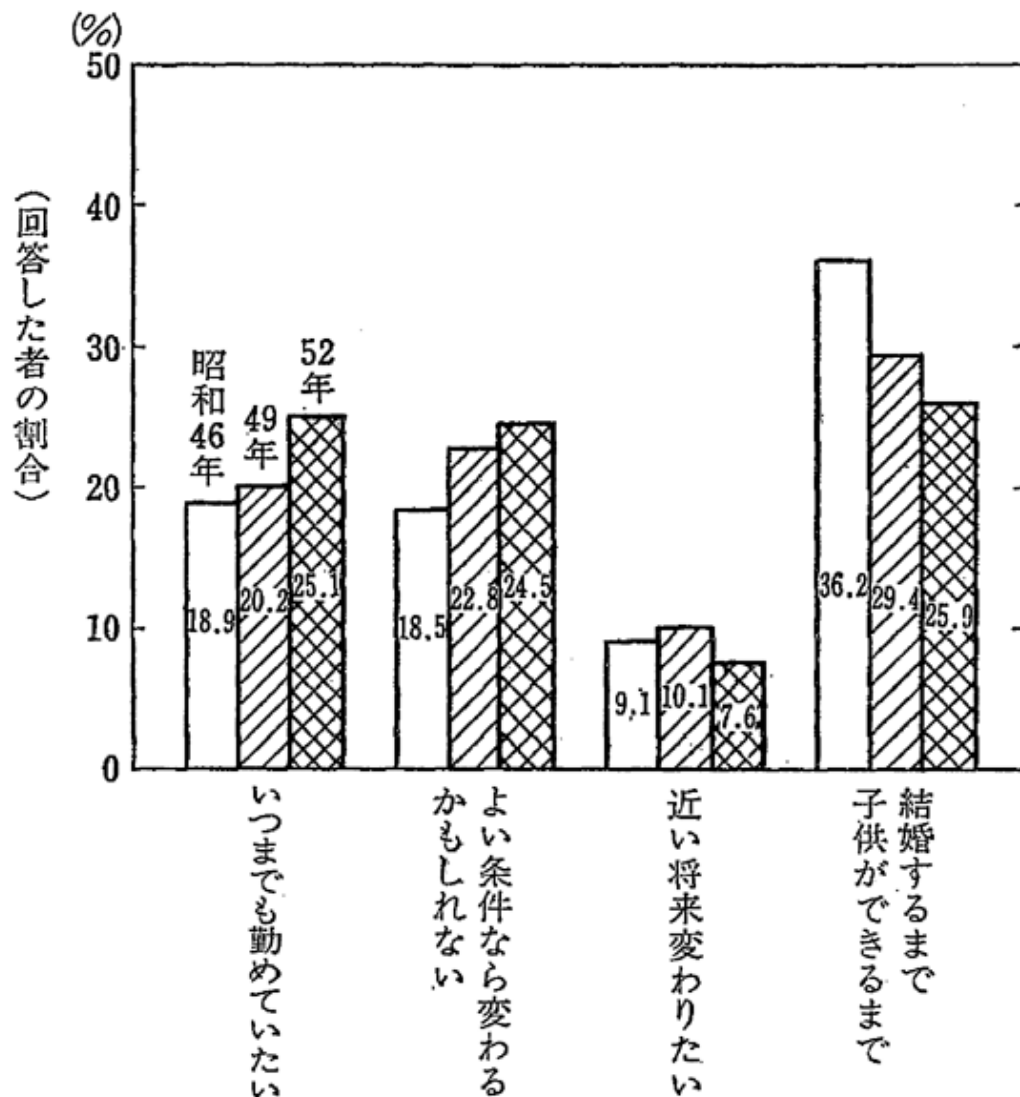
(3) 勤労者の職業意識の変化と背景

2) 女子労働者の職業意識

〔6311〕女子労働者の職業意識についてみられる特徴は、近年職業生活の継続を望む層が増加していることである。「勤労者の職業生活に関する意識調査」によると、女子労働者全体では「いつまでも勤めていたい」とする者が46年には18.9%であったが、52年には25.1%と高まっている。他方、「結婚するまで、子供ができるまで」働くとする者の割合は低下傾向にあり、46年の36.2%から52年には25.9%へと低下している(第73図)。

第73図 女子労働者の就業継続意識の変化

第73図 女子労働者の就業継続意識の変化



資料出所 労働省「勤労者生活意識調査」(46年),「労働者福祉総合調査」(49年),
「勤労者の職業生活に関する意識調査」(52年)

(注) 「その他」および「不明」を除いているので各年の計は100%にならない。

〔6312〕 このように、長期的にみると職業生活の継続を望む層の割合が高まる傾向にあるが、これは20歳台の若年層で「結婚するまで、子供ができるまで」とする者の割合が低下し、また女子労働者のなかに就業継続意志の強い中高年層の比重が高まり、その意識が強く反映されるようになってきたからである。

〔6313〕 若年女子労働者で「いつまでも勤めていたい」とする者が増加していることと関連して、どういう属性をもつ者で「いつまでも勤めていたい」とする者が多いかを女子25～29歳層労働者についてみると、企業規模、賃金、労働時間、休日といった勤務先の条件とはあまり関係がなく、どちらかというと未婚の別、仕事の内容といった労働者個々の事情に左右されている。

〔6314〕 また職業生活の継続を望む者のうち、「よい条件なら変わるかも知れない」、「近い将来変わりたい」とする転職意識を持つ者の割合がやや高まる傾向にある。

若年女子のように「結婚するまで、子供ができるまで」とする者がなく、ほとんどが職業生活の継続を望んでいる女子中年層(30～49歳層)についてみると、賃金が低い、労働時間が長い、職場の作業環境が悪い、といった労働条件の悪いところほど転職意識が強く現われるほか、労働者の属性別では高学歴の者、短勤続の者で転職意識が強い。

〔6315〕 女子中高年層の現職継続意志がどのような要素によるかを数量化分析で測定してみると、賃金の満足度の寄与度がもっとも大きく、職場の人間関係、職場の作業環境がこれに次いでいる(参考資料27.「勤労者意識の数量化分析」参照)。

Ⅱ 労働力需給の展望と均衡回復への課題

5 勤労者の生活問題および意識構造

(3) 勤労者の職業意識の変化と背景

3) 高学歴労働者の職業意識

〔6316〕 大学進学率の上昇とともに大卒労働者が増加しており、たとえば4年制大学卒就職者数は、40年の12万人から52年には23万人と大幅な増加をみた。この結果、新規学卒就職者のうち4年制大学卒業者の占める割合は、40年の8.2%から52年には23.7%へと大きく拡大した。

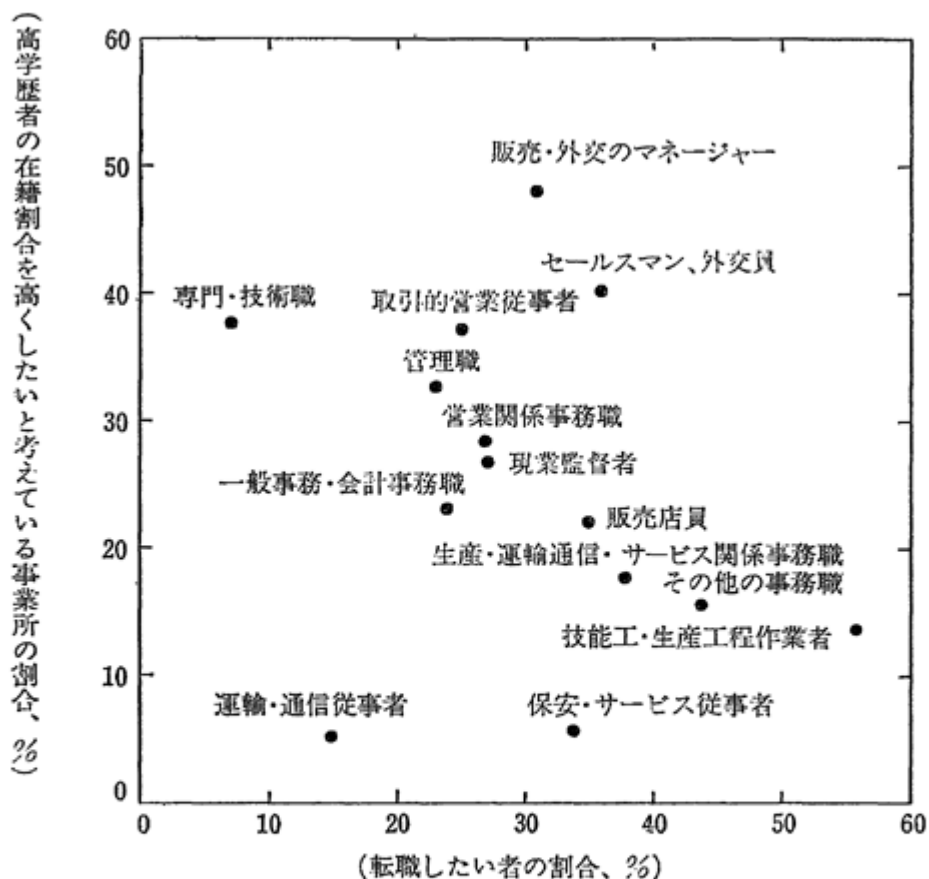
〔6317〕 労働省「高学歴者就業実態調査」(53年5月)によって、就職先として就職試験以前に抱いていた当初希望条件の実現の程度をみると、53年3月卒の場合、最も実現度が高かったのは企業規模で74.7%、以下、業種72.3%、職種65.4%、専攻科目との関連66.0%、賃金60.0%、労働時間52.9%となっている。また長期的にみると、石油危機以後の大企業を中心とした新規採用の手控え、高学歴者の増加から、48年、49年3月卒の就職者と比べて、52年、53年3月卒の就職者の方が当初希望を実現した者の割合が低くなっている(付属統計表第144表)。

また、転職経験の有無別に当初希望条件の実現度をみると、転職経験のある者ほど、当初希望が実現した割合が小さくなっており、就職前に抱いていた当初希望実現の有無と、転職との間に密接な関係がみられる。

〔6318〕 高学歴者について職種と転職意志との関係をみると、「現在ついている職種から別の職種に変わりたい」と思う者の割合は、職種別にかなりの差がみられる。転職希望者の割合が最も大きいのは、技能工、生産工程作業者で、過半数(55.2%)が現在の職種を変わりたいと望んでおり、次いでその他の事務職(キーパンチャー、オペレーター、タイピストなど)、生産、運輸通信関係事務職、卸・小売セールスマン、各種外交員での転職希望率が高い(第74図)。他方、職種が今のままでよいとする者の割合が最も高いのは、専門・技術職の92.7%で、次いで運輸通信従事者、一般事務、会計事務職、取引的営業従事者(企業対企業の大口取引に従事)や営業関係事務職といった職種となっている。

第74図 企業の高学歴者在籍割合に関する考え方と高学歴者の転職希望率

第74図 企業の高学歴者在籍割合に関する考え方と高学歴者の転職希望率



資料出所 労働省「高学歴者就業実態調査」

- (注) 1) 高学歴者とは、新制大学、旧制高校、大学、専門学校を卒業した者をいう。
- 2) その他の事務職とは、キーパンチャー、オペレーター、タイピスト、案内受付などをいう。

〔6319〕 職種の変更を望む者がどのような職種へ変わりたいと考えているかをみると、専門・技術職へ変わりたいとする者が最も多く、次いで一般事務、会計事務職、営業関係事務職など事務職の希望が多い。

このような高学歴労働者の職種に対する意識がみられるなかで、卒業年次が最近の者ほど転職希望の高い職種への就業割合が高まっている。また、企業は今後高学歴者を多くしたいとする職種として、販売、外交のマネージャー、卸・小売のセールスマン・各種外交員、専門・技術職、取引的営業従事者をあげるところが多く、高学歴就業者の希望職種との間にかなりの差がみられる(前掲第74図)。

〔6320〕 「勤労者の職業生活に関する意識調査」によって、25～29歳層の男子大卒労働者の職業意識をみると、職場生活満足度については、満足とする者49.9%に対し不満とする者39.0%と不満とする者がかなりみられる。

25～29歳層男子大卒労働者の職業生活満足度を規定している要因を数量化分析の手法によって総合的にみると、「能力が生かされているかどうか」が最も大きく作用しているほか、昇進の可能性、実労働時間、仕事が精神的につらいか、といった要素が大きく影響しており、賃金の満足度、有給休暇といった要素の影響度は小さい(参考資料27.「勤労者意識の数量化分析」参照)。

男子高卒労働者の場合は、能力が生かされているかどうか最も強く作用している点は大卒労働者と同様であるが、次いで賃金の満足度、職場の作業環境、実労働時間といった労働条件面の要素が大きく影響しており、大卒労働者の場合とは異なっている(前掲参考資料27参照)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare